

1985年7月

クラブアッセンブリー

(外山ガバナー公式訪問報告書)

(職 業 分 類 表)

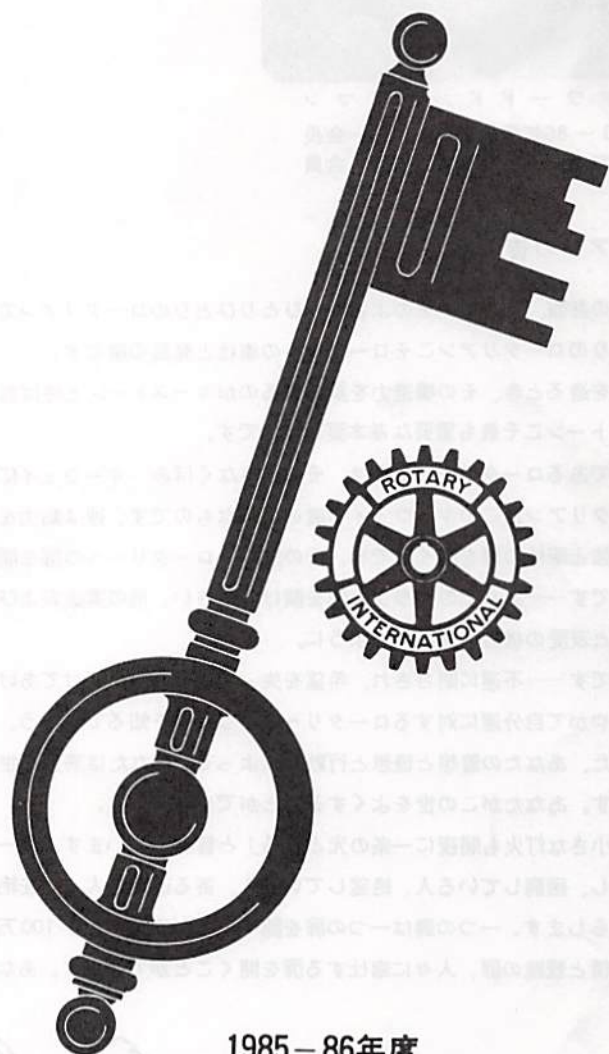


会長 福 田 正 臣

幹事 山 下 皓 三

鹿児島西ロータリークラブ

あなたが 鍵です



1985-86年度
国際ロータリーのテーマ



エドワード F. カドマン
1985 - 86年度国際ロータリー会長
米国ワシントン州ウエナチRC会員

あなたが 鍵です YOU ARE THE KEY

ロータリアンの皆さん：

ロータリーの基盤、その力、そのよさは、ひとりひとりのロータリアンです。

ひとりひとりのロータリアンこそロータリーの奉仕と発展の鍵です。

橋やアーチを造るとき、その構造力を集約するのがキーストーンと呼ばれるくさびです。くさびになるキーストーンこそ最も重要な基本要素なのです。

私達の象徴であるロータリーの歯車は、その小さなくほみキーウェイに鍵を入れると回転します。個々のロータリアンはこのキーウェイや鍵のようなものです。彼は動力を与え、機能を発揮させます。彼は会員増強と奉仕の扉を開く鍵です。その鍵が、ロータリーへの扉を開くのです。

あなたが鍵です——あなたのクラブの扉を開けて下さい。他の実業および専門職業に携わる指導者の方々が奉仕と友愛の機会に恵まれるように。

あなたが鍵です——不運に閉ざされ、希望を失った人々の門を開けてあげて下さい。そうすれば、この人達は、やがて自分達に対するロータリーの心づかいを知るでしょう。ロータリーの奉仕と友愛を通じて、また、あなたの着想と理想と行動力によって、あなたは隣人と世界の人々に幸せをもたらす鍵となります。あなたがこの世をよくすることができるのです。

「どんなに小さな灯火も闇夜に一条の光となる」と言われています。ロータリーの100万の灯火は、暗黒を一掃し、困窮している人、絶望している人、寄る辺なき人、夢を絶たれた人に少なくとも希望と喜びをもたらします。一つの鍵は一つの扉を開くことができます。100万のロータリアンが鍵となり、100万の友情と親睦の扉、人々に奉仕する扉を開くことができます。あなたこそロータリーの鍵なのです。

Edward Cadman

1985-86年度
273地区ガバナーの横顔



1985~86年度 ガバナー

外山三郎

(宮崎北R・C)

〒880-01

宮崎市大字新名爪1271

(0985-39-1924)

○ ガバナー略歴

氏名 外山三郎

生年月日 明治43年3月30日 75才

最終学歴 京都帝国大学農学部卒業

職業 元宮崎大学学長，元宮崎県教育委員会委員長

現宮崎大学名誉教授，農学博士

勲二等瑞宝章

材木育種の権威

○ ロータリー歴

昭和44年 宮崎北ロータリークラブ入会

昭和52年 宮崎北ロータリークラブ会長

昭和54年 ポールハリス・フェロー

ロータリーの綱領

Object of Rotary

Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

First. The development of acquaintance as an opportunity for service;

Second. High ethical standards in business and professions; the recognition of the worthiness of all useful occupations; and the dignifying by each Rotarian of his occupation as an opportunity to serve society;

Third. The application of the ideal of service by every Rotarian to his personal, business and community life;

Fourth. The advancement of international understanding, good will, and peace through a world fellowship of business and professional men united in the ideal of service.

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成するにある；

第1 奉仕の機会として知り合いを拡めること；

第2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること；

あなたが鍵です

あなたが鍵です ロータリー精神を分かち合える人々にあなたのクラブの扉を開いて下さい—共に親睦を楽しみ、報われることの多い貴重な奉仕に参加しましょう。あなたのクラブに新会員を入会させることによって；地域社会に新ロータリー・クラブを結成することによって；また、クラブの委員会、プロジェクト、活動、プログラムに参加することによって、ロータリーのよさを広めて下さい。

あなたが鍵です 職業奉仕の扉を開いて下さい—顧客、同業者、従業員、一般の人々に職業奉仕の重要性を強調することによって；あなたの実業または専門職業の道徳的水準を高めることによって；高き理想と倫理的実践に対するあなたの熱意を伝えることによって；青少年に職業情報と職業訓練の機会を与えることによって；ボランティアとして地域社会や世界にあなたの専門技術を提供することによって。

あなたが鍵です 社会奉仕の扉を開いて下さい—機会は無数です。単独で、またクラブ・プロジェクトにおいて同僚ロータリアンと協力することによって、地域社会のニーズを調べ、ニーズに応えるようにして下さい；インターアクトかローターアクト・クラブを新設するか、既存クラブに活力を与えるかによって青少年が意欲あふれる市民になるよう力を貸して下さい；クラブの特別プログラム、プロジェクトを通じて高齢者を援助して下さい。ロータリーの心を地域社会に示して下さい。

あなたが鍵です 世界に扉を開いて下さい—世界社会奉仕および他の国際援助プログラムに参加することによって；保健、飢餓追放および人間性尊重プログラムを含むロータリー財団プログラムを支持することによって；青少年交換、ロータリー友情交換を奨励することによって。国際奉仕を通じて、遠く離れた国にいる人々と友人になりましょう。



1985～1986年度

国際ロータリー第273地区

地区の概況

ガバナー 外山 三郎

昭和60年5月11日～12日・地区協議会資料
・クラブ数・会員数等は60. 6. 1現在

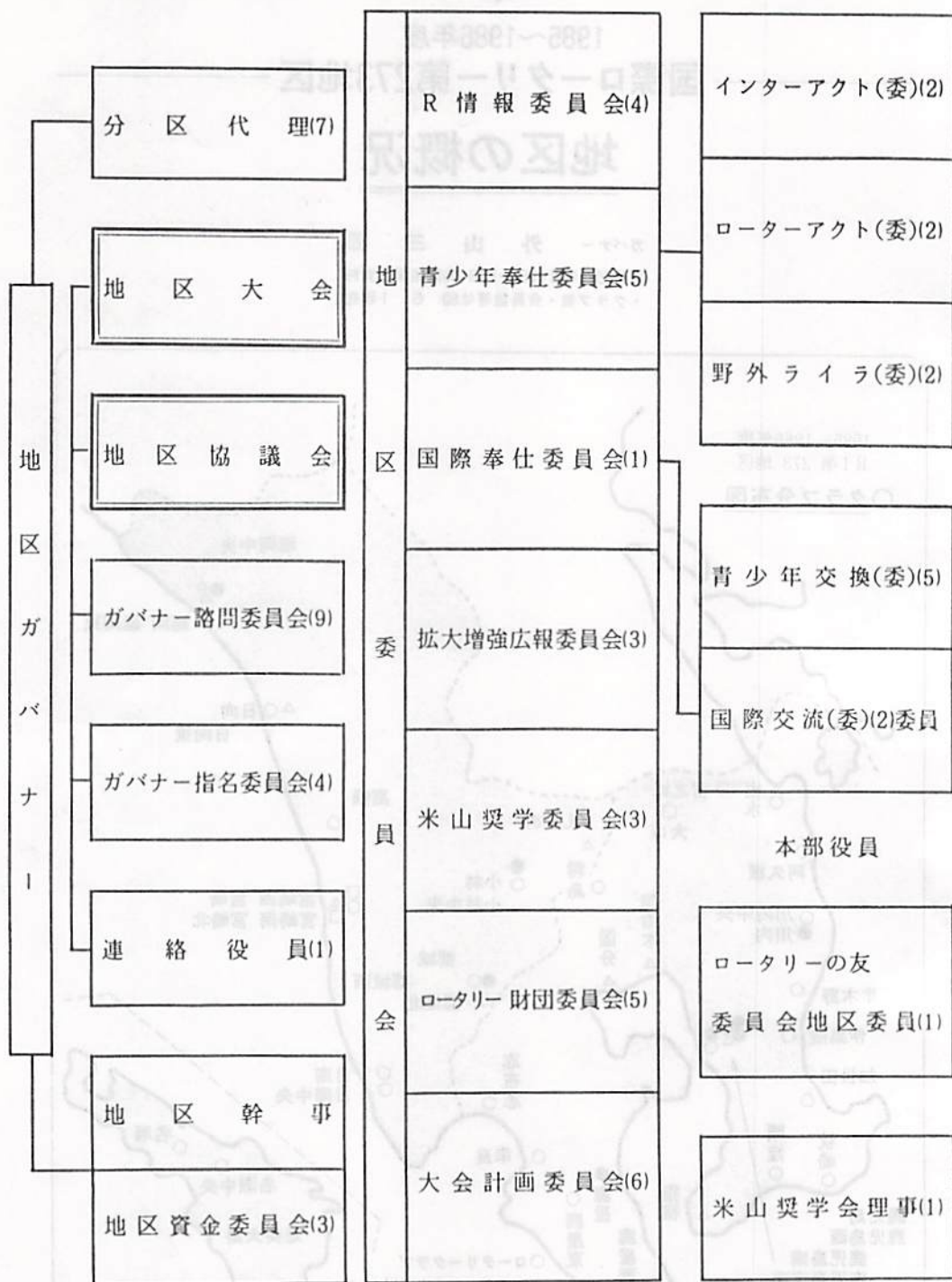
1985～1986年度
RI第273地区

○クラブ分布図



1985 ~ 1986

R. I 第273地区組織



第273地区委員

委員会	役務	氏名	所属クラブ
地区資金委員会	委員長	原田 賈太郎	宮崎北
	委員	中原 平一郎	鹿屋西
	"	後藤 和義	加治木
ガバナー諮問委員会	委員長	島津 久厚	都城
	委員	大津 篤造	鹿児島中央
	"	吉村 武文	延岡
	"	井上 和人	出水
	"	丸田 美徳	都城
	"	日高 安壯	宮崎
	"	杉原 頼三	鹿児島南
連絡役員	委員	岩澤 光男	加治木
	委員	外山 三郎	宮崎北
ガバナー指名委員会	委員	井上 和人	出水
	"	丸田 美徳	都城
	"	田中 千尋	鹿屋西
	"	外山 三郎	宮崎北
大計委員会	委員	田中 千尋	鹿屋西
	"	大津 篤造	鹿児島中央
	"	吉村 武文	延岡
	"	丸田 美徳	都城
	"	福井 辰男	宮崎北
ロータリー情報委員会	委員長	大津 篤造	鹿児島中央
	委員	日高 文雄	宮崎西
	"	上釜 守普	鹿児島中央
拡大増強広報委員会	顧問	吉村 武文	延岡
	委員	田中 千尋	鹿屋西
青少年奉仕委員会	委員長	井上 和人	出水
	委員	丸田 美徳	都城
	委員	岩澤 光男	加治木
	委員	塩見 一郎	宮崎
カウンスラー	"	田口 通	宮崎南
	"	東 哲也	宮崎
	"	海江田 卓	鹿児島西
	カウンスラー	バトリック・フランシス	熊本東

委員会	役務	氏名	所属クラブ	
野外ライオン委員会	委員長	田口 通	宮崎南	
	委員	築地 一則	出水	
	ロータリーアクト委員会	委員長	東 哲也	宮崎
		委員	金丸 国夫	加治木
	インターアクト委員会	委員長	海江田 卓	鹿児島西
		委員	日高 安徳	宮崎北
国際奉仕委員会	青少年交換委員会	委員長	丸田 美徳	都城
		委員長	島名 隆次	鹿児島中央
		委員	金澤 昭夫	鹿児島東南
		"	池田 卓郎	小林
		"	渡辺 潤二郎	日南
		"	新宅 督	鹿児島
	国際交流	委員長	丸田 美徳	都城
		委員	井上 精一	延岡
		委員長	竹野 融	宮崎西
		委員	菅 健志	鹿児島中央
米山奨学委員会	"	関山 謙二	宮崎北	
	委員長	井上 和人	出水	
ロータリー財団委員会	委員	児玉 儀兵衛	延岡	
	"	岡村 俊一	鹿児島	
	"	林 繁	鹿児島南	
	"	後藤 敦美	宮崎南	
米山記念奨学会理事		竹野 融	宮崎西	
ロータリーの友地区委員		美原 道輝	宮崎北	
分県代理	宮崎県	北部	内田 忠俊	高鍋
		中部	滝 豊	日南
		南部	井手 正己	えびの
	鹿児島県	北部	島田 鐵夫	川内
		東部	永里 紘二	鹿児島東南
		中部	西 清文	加治木
ガバナー事務所	西部	原田 達郎	鹿児島中央	
	地区幹事	野村 靖夫	宮崎北	
	地区副幹事	小田 貞愛	宮崎北	
地区副幹事	美原 道輝	宮崎北		

目 次

(I)	1985 - 86年度 クラブアッセンブリー資料	I ~ V
	会長挨拶	1
	幹事挨拶	2
	行事予定	3
	組織一覧表	5
	1985 - 86年度委員会活動報告	6
	鹿児島西ロータリー・クラブ定款	16
	鹿児島西ロータリー・クラブ細則	28
	鹿児島西ロータリー・クラブ慶弔規定	37
	鹿児島西R・C「友愛文庫」運営規約	38
	鹿児島西ロータリー・クラブ奨学金制度要綱	39
	1984 - 85年度収支決算書	40
	1985 - 86年度収支予算書	45
	財産目録	50
(II)	外山三郎ガバナー公式訪問報告書	51
	外山三郎ガバナー公式訪問日程	51
	クラブ協議会プログラム	52
	クラブ概況	54
	西ロータリークラブの推移	56
	1984 - 85年度活動報告	
	会長報告	58
	幹事報告	59
	会計報告	60
	委員会活動報告	60
(III)	職業分類表(充填・未充填一覧表) 1985・7・1	73
(IV)	会員名簿 1985・7・1	89

会 長 挨拶

会長 福田 正 臣

西クラブは創立以来23年を数え、歴代の会長と会員一同の御精進によって、今や立派なロータリークラブに成長致しました。

この時にあたって会長の大役を仰せつかり、まさに“百尺竿頭一步を進める”の大任を感じずの次第であります。

その重大な一步を進めるには、先ず内なる力をいまひとつ充実強化することが肝要と思います。それには、会員の一人一人が眼を内に向け“自分の中のロータリアンを見つめなおし”て更に一段高いロータリアンをめざして一層の自己研鑽につとめられることを切望致します。

ロータリアンには、R. I. の一員、地区の一員、一つのクラブの一員として為さねばならない多くの行動がありますが、それらはすべてロータリアンとしての自分を^{たか}昂めるための貴重な研修の場であり機会であり手段であります。十二分に活用すべきでありましょう。それらの行動のうちで一番身近なものが週に一度の例会出席であり、更に身を以てクラブの運営にたづさわる委員会活動であります。

さて、委員会というものは、少数のロータリアンの集まりで、親睦を深めつゝ一緒に行動するには最適の小集団であります。身を以て委員会の仕事に積極的に取組むことによって^{おの}自づから委員会の意義が分り、ひいてはクラブのことが、更にはロータリーのことがよく分る、というものであります。自分の中のロータリアンを更に^{たか}昂め^{ふか}深める最も手近な手段として委員会活動を十分に活用したいものであります。

そこで私は、「委員会活動の充実」を今年度の活動方針として提唱する次第であります。会員御一同の御精進を期待致します。なお私は、数ある委員会活動の中で特に広報委員会の活動に力を^{そそ}注ぎたいと思います。とかくロータリークラブは一般世間の人々から社長族の昼食会、エリート族のサロン談議などと誤解されて居るようです。尤も、敢えて誤解を解かなくとも、桃李言わねど下自づから蹊を成す、でよいではないか、という考え方もありましょうけれども、一般世間にロータリーの本質に関する情報を提供するのにも広報委員会の任務であることを思い、また社会から遊離したロータリーでなく、社会につらなるロータリーでありたいと思いますので、実行は困難とは思いますが、この活動を一步でも踏み出してみたいと思う次第であります。

さて、今年度のR. I. 会長E. F. カドマン氏の目標は「あなたが鍵です」であります。偶然にも私の活動方針と相通ずるものを感じ嬉しく思います。

今年度は273地区の構成が変る第1年目でもあります。新進気鋭の山下幹事の援助を得て任を果たしたいと思います。会員御一同のお導きと御協力を切にお願い申し上げます。

幹 事 挨 拶

田中 浩三 会長

幹 事 山 下 皓 三

この度、伝統ある西クラブの幹事として皆様の御支援を戴かねばならぬことになりました。もとより浅学非才、不器用なものでございますので、この大任を果たすためには全会員各位の御指導、御協力をお願いする外はありませんので宜敷くお願い申し上げます。

ところで、今年4月に次期幹事を命ぜられてから、3ヶ月があっという間に過ぎてしまいました。この間、幹事職とはどんなものか、クラブ運営に関する業務をどのように遂行すればよいか、地区協議会等で勉強させていただきました。しかし、まだ十分に理解もできない状態での執行となり、福田会長の補佐役がつとまるか不安でございますが、福田会長の方針をよく理解しターゲットであります「委員会活動の充実」を目ざし、カドマンR I 会長のテーマ「あなたが鍵です」を自分におきかえて若さで頑張っていきたいと思えます。

田中パストガバナーは「実践の伴わない奉仕活動はありえない。情熱をこめて、ロータリーを地域社会の人々に認識してもらい、好感をもってもらえるような運営をなささい。」と言っておられました。また「なんびとも行なうことなしに意欲することはできない。実行が意欲に先行しなければならない。」とフランスの哲学者アンドレ・モロワが「初めに行動があった」という著書の中で言っております。まず私自身が「入りて学び、出でて奉仕する」鹿児島西ロータリークラブの会員になりたいと思えます。この一年間、皆様のお役に立てますように、御鞭撻と御叱正を心より御願ひ致します。

行 事 予 定 (1985. 7~1986. 6)

7 月	4		クラブ協議会 (活動方針及び計画)	RAC	7/1 全国ガバナー連絡協議会	
	11	理	クラブ協議会 (決算報告、予算審議)			
	18		クラブ協議会 (F : S・M)	RAC	7/24 第83回学習会 (公式訪問にそなえて)	
	25		ガバナー公式訪問にそなえて クラブ協議会			
8 月	1		ガバナー公式訪問	RAC		
	8	理			8/2~8/4 インターアクト 年次大会	
	15		(100万\$DT)	RAC	(宮崎市、総合青少年 センター)	
	22				8/7 第84回学習会	
	29					
9 月	5			RAC	9/11 第85回学習会 (青少年奉仕)	青少年活動月間
	12	理	クラブフォーラム (青少年奉仕委員会)			
	19			RAC	9/21~9/22 ローター アクト年次大会 (霧島ハイッ)	
	26		参陸会 (I) (観月会)			
10 月	3		クラブフォーラム (職業奉仕委員会)	RAC		米職業奉仕月間
	⑩	休	会 (体育の日)		10/2 第86回学習会 (職業奉仕)	
	17		クラブ協議会 (年次大会報告)	RAC		
	24		(100万\$DT)		10/12(土)~10/13(日) 年次大会 (宮崎)	
	31					
11 月	7			RAC		ロータリー財団月間
	14	理	クラブフォーラム (ロータリー財団委員会)		11/13 第87回学習会 (ロータリー財団)	
	21			RAC		
	28					
12 月	5			RAC		
	12	理	年次総会			
	19		(100万\$DT)	RAC	12/11 第88回学習会	
	26					

1 月	2		休 会 (正月)					
	8		鹿児島市内RC新春合同例会					
	16	理	クラブ協議会 (上期報告と下期計画)	RAC	1/15 第89回学習会 1/25~2/1 国際協議会			
	23							
	30							
2 月	6			RAC	2/3~2/6 規定審議会 (シカゴ)	世界 理 解 月 間		
	13	理	クラブフォーラム (国際奉仕委員会)		2/12 第90回学習会			
	20		(100万\$DT)	RAC	2/23 ローターリー 創立記念日			
	27							
3 月	6			RAC				
	13	理	クラブフォーラム (社会奉仕委員会)		3/12 第91回学習会(社会奉仕) 3/23 西RC創立記念日			
	20		ロータリー賞贈呈式	RAC	3月~4月次期会長・幹事研修会			
	27							
4 月	3			RAC		ロー ター リー 雑 誌 月 間		
	10	理	クラブフォーラム (会報・雑誌委員会)		4/9 第92回学習会 (会報・雑誌)			
	17		(100万\$DT)	RAC				
	24							
5 月	1			RAC				
	8	理						
	15			RAC	5/9 第93回学習会 4月~5月地区協議会			
	22							
	29							
6 月	5		クラブ協議会(地区協議会報告)	RAC				
	12	理			6/1~6/4 ローターリー国際大会 (米国・ラスベガス)			
	19		(100万\$DT)	RAC	6/11 第94回学習会			
	26		クラブ協議会(活動報告)					

鹿児島西ロータリークラブ役員・理事・委員会名簿

1985・7～1986・6

会長 福田 正臣 (理事) 副会長 中村 善治 (理事)
 幹事 山下 皓三 副幹事 中尾 洋
 理事 川田 恵一 岩田 泰一 永松 実夫 小山 幸義
 会計 高橋 司
 S・A・A 上原 満 副S・A・A 佐伯 寿郎 桜美 義明

委員会	所 属 委 員 (◎委員長 ○副委員長)
クラブ奉仕	◎中村善治 ^{ヨシハル} ○小園正人
会員増強	◎光吉正昭 ○木治屋克己・土橋 滋・河井時義・海老原利則
会員選考	◎高井敏治 ○新福栄熊・水渕清治・吉留 益
職業分類	◎岡山唯一 ○藤安辰造・久保政次
出席	◎本武勝美 ○谷口良康・本田雄郎 ^{ユウロウ} ・福田敏之・徳田 基 ^{モトイ}
親睦	◎林 其為 ^{チノウイ} ○野村昭五郎・岩 男 ^{イノ} 秀彦・外西寿彦・森永茂樹・豊田泰司 中村一雄・鮫嶋宗隆・大迫守弘
ロータリー情報	◎川畑正美 ○安田正治・鮫島志芽太・徳沢紀生 ^{ノリキ}
会報雑誌	◎柿市高重 ○村田和雄・川村 洋・岩元紀彦
プログラム	◎川上鐵太郎 ○江夏 洋 ^{コウカ} ・浜田 馨 ^{フカシ} ・石神兼康・古木圭介
広報	◎崎元行範 ○福満武雄・久保田彦穂・池口恵観・前田隆造・森 道生
職業奉仕	◎川田恵一 ○玉川哲生・松田忠臣 ^{タケオシ} ・島津忠丸・前田好文
社会奉仕	◎永松実夫 ○中尾正昭・太原春雄・宮江正幸・三角桂次郎
青少年奉仕	◎岩田泰一 ^{ヤスカズ} ○徳永新一郎・井手泰次郎 ^{ヤス} ・岩元 基 ^{ハジメ} ・柴垣洋之
インターアクト	◎原口哲夫 ○海江田卓 ^{ウカン} ・内山光男・佐々木明
ローターアクト	◎前田樹一郎 ^{ジュイキロウ} ○川平建次郎・中川 宏 ^{サダシ} ・国生貞志 ^{サダシ} ・松本敏春 ^{サダシ} ・伊集院康照 ^{イサノリョウ}
国際奉仕	◎小山幸義 ○田平礼章 ^{ヒロ} ・平岡禎吉・池田 広
R財団・米山奨学	◎宇治野純章 ○下脇二則 ^{ツギノリ} ・田原迫卓視
ロータリー賞推薦	◎中村善治 ^{ヨシハル} ○永松実夫・川田恵一・川上鐵太郎・崎元行範・柿市高重

●273地区青少年奉仕インターアクト委員 海江田 卓

委員会活動報告

会計報告

会計 高橋 司

基本方針

資金全部の保管及記帳，資金の受払，会計報告の作成と予算編成への協力。

本年度の計画

年2回（上，下）クラブの収支及財政状態に関する報告書を作成してクラブ会員に配布す。
預金については理事会によって指定された銀行に預け入れる。

クラブ奉仕委員会

委員長 中村 善治

委員 小園 正人

基本方針

クラブ奉仕がクラブの基盤をなすものであることの認識を深め，各委員会の活動によるクラブの内部充実をはかり，更に奉仕の輪が広がるよう，内部拡大に努めるが所謂質の低下を招かない様，配慮する。又，特に本年はクラブのための適切なP.Rに意をそそぐを以て方針とする。

本年度の計画

1. 「あなたが鍵です」の意を帯し，委員1人1人が実効ある活動をする様督励する。
2. 明るく楽しいクラブ運営を目指し，親睦と友情を深める企画に力を入れる。
3. 例会出席率100%を目標に種々工夫してその向上に努力する。この為関連のある委員会の連繫活動を強化する。
4. 拡大については，特に活動的若年層の入会に意を沿ぎ，年間5%の実増をはかる。同時に新会員の同化に配慮する。
5. 方針を達する為，委員会活動を重視する。
 - (a) 委員会は，少くとも月1回は行い，現状の把握と今後の活動を検討・協議する。この為，毎月1回は委員会別の席作りを行う。
 - (b) 3ヶ月に1回は時間をかけた委員会をもち，うち1回は関連委員会の合同委員会とする。
 - (c) 委員会の内容は，記録して残すものとする。
6. 毎月1回，例会時，クラブ奉仕関係委員長の懇談を企画する。
7. 全会員が，機会を作って広報活動に努めるよう要請する。

会 員 増 強 委 員 会

委員長 光 吉 正 昭

委 員 木治屋克巳・土橋 滋・河井 時義・海老原利則

基 本 方 針

奉仕活動の拡充のために必要な会員増強の重要性を充分認識し、新会員の獲得に努力する。

本年度の計画

1. 全会員に新会員の推せんについて協力をお願いする。
2. 職業分類、会員選考両委員会との連絡を密にし、特に未充填の職業分類に対し、適当な新会員の入会について努力する。
3. 入会された会員の早期退会防止について努力して行きたい。

会 員 選 考 委 員 会

委員長 高 井 敏 治

委 員 新福 栄熊・水刈 清治・吉留 益

基 本 方 針

会員の被推せん者を個人的面から審査するにあたり、下記事項に留意する。

1. 本人の人格および名声に非難の余地がないか。
2. その所属する会社に対する一般社会、競争者および取引先の評判が最良のものであるか。
3. 奉仕に熱心であるか。
4. 会員としての財政的義務を迅速に果たしうるか。
5. 週例会に規則正しく出席できるか否か。

審査した結果は速かに理事会に報告する。

本年度の計画

職業の分類、会員増強委員会と連絡を密にしてすぐれた会員の増強につとめたい。

出席委員会

委員長 本 武 勝 美

委員 谷口 良康・福田 敏之・徳田 基・本田 雄郎

基本方針

会員の例会出席に留意し出席率100%達成に努力します。

本年度の計画

1. 常時出席表に注意し、欠席の多い会員には事情を聞き出席率の向上をはかりたいと思います。
2. 月一回の出席委員会の開催を実行したい。

職業分類委員会

委員長 岡 山 唯 一

委員 藤安 辰造・久保 政次

基本方針

1. 最近の急激な社会の発展、変革に伴う職業の分化を再検討して職業分類表を作製するよう努力する。
2. 未充填職種の充填に努め同一関連分類にかたよらないよう努める。

本年度の計画

1. 8月31日までに充填、未充填職業分類表を作製して会員に公示する。
2. 会員増強委員会とも連絡をとり、未充填職業分類の解消に努力する。

親睦委員会

委員長 林 其 為

委員 野村昭五郎・岩男 秀彦・外西 寿彦・森永 茂樹

豊田 泰司・中村 一雄・鮫嶋 宗隆・大迫 守弘

基本方針

親睦を通じ会員相互の面識と友愛を増進し、特に新入会員のロータリーへの理解と融和を計り、リレーション及び親睦の催し等に会員が奮って参加、会員相互の友愛を深め、我がロータリー

ラブが、ユーモアと楽しい雰囲気作りに努力する。

本年度の計画

1. 会員相互の親睦をより一層深める為
 - A. 例会座席の配置を考慮する。(抽せん、委員会、誕生日、趣味別)
 - B. 特に新入会員(一年未満)に配慮、新入会員には名札に緑星をつける。
 - C. ビジターの歓迎、好意をもって接待、好感のもたれるクラブ作り
2. 観月家族会の開催
3. 会員及び会員夫人の誕生日、結婚記念日の祝贈呈
4. 善意のポケットマネーからの「ニコニコ」箱への寄付金奉仕を推奨
5. 三木会は年4回夜の例会後実施する。
6. 年4回親睦委員会を開催し、うち一回はSAAとの共同委員会とする。
7. ゴルフ同好会、マージャン同好会、囲碁同好会を作り年数回開催する。

ロータリー情報委員会

委員長 川畑 正美

委員 安田 正治・鮫島志芽太・徳沢 紀生

基本方針

会員候補者にロータリー・クラブに於ける会員の特典及び義務を知らせ、会員、特に新会員にロータリアンとしての自覚を促す。会員にロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報、国際ロータリーの管理運営の動向等についての情報等を提供する。

本年度の計画

1. 会員候補者に、ロータリーの目的、会員の特典、義務等についての個別指導を行なう。
2. 従来から継続実施されている「ロータリー学習会」に各委員会の協力を得て、会員、特に新会員の参加を奨励する。
3. 新入会員の同化を図るため、年2回程度の懇談会を計画する。

会報雑誌委員会

委員長 柿市高重

委員 村田和雄・川村洋・岩元紀彦

本年度、会報編集の方針としては、次の方針でのぞみたい。

1. 記録性：卓話メモ、学習会、ロータリー活動、インターアクト活動、各委員会、各種会合の記録を収載する。
2. 情報・教育資料の提供：国際ロータリーニュース、情報抄録、ガバナー月信、ロータリアン、レビスタロータリア等よりのニュース、教育資料の収載。
3. 親睦を深めるための会員投稿
○ 会員相互の親睦を深めるため、会員の投稿を広くよびかける。又会員の身の辺の近況も掲載したい。

プログラム委員会

委員長 川上鐵太郎

委員 江夏洋・浜田馨・石神兼康・古木圭介

基本方針

R・I会長の「あなたが鍵です」のターゲットおよび福田会長の本年度方針に沿い、会員各人が鍵になるというロータリアンとしての自己啓発をもたらすような、そして会員が相互理解を深めて例会出席が楽しみになる明るく有益で親しみを増すようなプログラムを編成したい。

本年度の計画

1. 約38回の卓話の内、85%程度を会員卓話に充て、15%程度の卓話は外部に求めたい。
2. 各委員は、それぞれ6名程度の卓話者を担当し、その分担する期間の卓話者との交渉と実施および予備卓話の手配をするものとする。

広 報 委 員 会

委員長 崎 元 行 範

委 員 福満 武雄・久保田彦穂・池口 恵観・前田 隆造
森 道生

基 本 方 針

ロータリアンがロータリーの綱領と目標を達成できるようその活動を広く地域社会に伝達していく。

本年度の計画

1. 絶えず地域マスコミ関係者との連携を保ち対外的な広報活動を強めていく。
 2. 対内的にも広報活動の意識を高揚し、対外的な広報活動に協力を求め密度の濃いものにしていく。
 3. 週報で各委員会、理事会の動向を周知して貰うよう努める。
- 以上の項にそって努力していく。

S . A . A 委 員 会

委員長 上 原 満

委 員 佐伯 寿郎・桜美 義明

基 本 方 針

1. 秩序正しく、品位ある楽しい例会が維持できる様つとめます。
2. プログラム委員会、親睦委員会と協力して十分な気くばりで例会の運営がスムーズにいく様、会場監督を行います。

本年度の計画

歴代のS・A・A経験者に喜ばれた事例、不評だった事例を話してもらい、良い事例の継続を行なう。

職業奉仕委員会

委員長 川田 恵一 委員長

委員 玉川 哲生・松田 忠臣・島津 忠丸・前田 好文

基本方針

ロータリーの職業奉仕は各人業界の代表者であり、自分の職業を踏まえた上で自分の周囲に奉仕の理想を鼓吹することである。

生活のために利潤を追求することが仕事であるが天職として社会に尽す手段でもあるという認識の下に委員会としては各自の職場での職業倫理の高揚に努めるようしむきたい。

本年度の計画

1. 職業奉仕の事例の研究に努めたい。
2. 優良職場を訪問し、優良従業員の表彰を行う。
3. ロータリーの綱領・「四つのテスト」の理解と実践につとめる。
4. 職業奉仕に関する講演や卓話を実施する。

社会奉仕委員会

委員長 永松 実夫 委員長

委員 中尾 正昭・太原 春雄・三角桂次郎・宮江 正幸

基本方針

移り変わる現実社会の中で地域社会の真のニーズを捉えるよう調査、探求し、これに実践をもって応えて行くよう努力することを基本とする。

本年度の計画

1. 社会事業としての「ロータリー賞」「文庫」の贈呈の継続
2. 県立図書館の鹿児島西ロータリークラブ青少年文庫に本年度分として追加献本を行なう。
3. 都市の美化等に努力する。
4. 「鹿児島渚を愛する会」へ協力する。

青少年奉仕委員会

委員長 岩田 泰一

委員 徳永新一郎・井手泰次郎・岩元 基・柴垣 洋之

基本方針

1. 地域の青少年達が今、何を考え、何を要望しているか、彼等を取りまく周囲の問題を正確に把握して青少年奉仕活動を推進する。
2. 他人への思いやりと他人の力になる心構えを教え建設的指導者となるべく努力する。

本年度の計画

1. インターアクト・ローターアクトへの助成、援助
2. 青少年野外活動の実施
3. 青少年三委員会の合同懇談会を開き親睦を計る。

インターアクト委員会

委員長 原口 哲夫

委員 海江田 卓・内山 光男・佐々木 明

基本方針

両校の会員増強と活動の充実をめざして、積極的に連絡をとり、バックアップしていく。

本年度の計画

1. 韓国訪問研修旅行
2. インターアクトの年次大会のバックアップ
3. 文化祭を通じてのインターアクトクラブのPRを支援する。
4. 両校との連絡を更に密にする。

ローターアクト委員会

委員長 前田 樹一郎

委員 川平建次郎・中川 宏・松本 敏春・国生 貞志
伊集院康熙

基本方針

1. 地域に密着した社会奉仕を推進する。
2. 会員相互の親睦を深め、出席を励行する。
3. ローターアクトの自主性を尊重し、適切なる指導、援助を行う。

本年度の計画

1. 卓話の積極的展開とそれに対するロータリアンの協力援助。
2. 国際社会奉仕への可能な範囲での協力。
3. ローターアクト会員の増大を図るための具体的対策の検討。

国際奉仕委員会

委員長 小山 幸義

委員 田平 礼章・平岡 禎吉・池田 広

基本方針

国際奉仕の基本方針である国際理解、親善、平和の増進に寄与するように本クラブ会員に趣旨徹底の為の努力と、又その行動に対しての各会員の協力、参加を得る事。

本年度の計画

1. 鹿大留学生を中心とした、在鹿外国人との接触を積極的に行い、当クラブの諸会合等での交流を計る。
2. 現在途切れている交換学生受入について、市内他クラブとも連繋をとり乍ら再現の方向で努力する。
3. IAC会員と当地区交換留学生との交流の場を設ける。

ロータリー財団・米山奨学委員会

委員長 宇治野 純 章

委員 下脇 二則・田原迫卓視

基本方針

ロータリー財団に関して会員の理解認識を深め、これに対する支援をし、ロータリー財団に対してクラブとしての協力をする。

本年度の計画

1. 会員及び一般に対しロータリー財団に関する広報活動を行なう。
2. ロータリー財団月間に講演を行い、財団の認識を深める。
3. ロータリー財団奨学金候補者の推薦を行なう。
4. ロータリー財団資金の支援
 - (1) 百万ドル食事を年数回行なう。
 - (2) ポール・ハリスフェロー、準フェローの募集促進をはかる。

鹿児島西ロータリー・クラブ定款

第 1 条

名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。(国際ロータリー加盟会員)

第 2 条

区 域 限 界

第 1 節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ西田橋-高麗橋に至り西へ高麗町本通り-大学通り-中郡電停-更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。

第 3 条

綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第 1 奉仕の機会として知り合いを拡めること。

第 2 実業及び専門職業の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な職業は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、職業を通じて社会に奉仕するために、その職業を品位あらしめること。

第 3 ロータリアンすべてが、その個人生活、職業生活及び社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第 4 奉仕の理想に結ばれた実業人と専門職業人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 4 条

会 合

第 1 節 本クラブは、毎週 1 回、細則に定められた日及び時間に、定期の会合を開かなければならない。

但し、非常の場合又は正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日又は定例日の他の時間又は他の場所に変更することができる。

また、例会日が法定休日に当る場合、又は本クラブ会長が死亡した場合、又は地域社会に亘って流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取消すことができる。

第 2 節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定める所に従い、毎年 1 2 月 3 1 日もしくはそれ以前に開催されなければならない。

第 5 条 会員身分及び職業分類

第 1 節 会員身分。ロータリー・クラブの会員身分は国際ロータリー定款第 4 条第 3 節及び国際ロータリー細則第 3 条（末尾の「追録」参照）に定めるところによるものとする。

第 2 節 職業分類。(a) 本クラブの各正会員は、その職業に従って分類されるものとする。

(b) 各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社又は団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものでなければならない。また、もし本人が独自に実業又は専門職業にたずさわっている場合ならば、その職業分類は、本人の主たるかつ一般世間がそのように認めている職業活動を示すものでなければならない。

(c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正又は修正することができる。かかる是正又は修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第 3 節 制限。正会員は、各職業分類から 1 名ずつとする。但し、国際ロータリー細則第 3 条の規定により 1 名以上の正会員が認められている 3 種の職業分類、即ち、宗教、報道機関及び外交官の職業分類ならびにアドレッシング正会員については、この限りではない。

第 6 条 理事及び役員

第 1 節 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第 2 節 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員及び全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員及びあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして当該例会の少なくとも 5 日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

第 3 節 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1 名又は数名の副会長、幹事、会計、及び会場監督とする。このうち、会長、会長エレクト及び副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計及び会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員又は一部が理事会のメンバーであってもよい、そうでなくてもよい。

第 4 節 各役員は、本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長に関して別段に規定ある場合を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中又は後任者が選挙され且つ適格となるまで在任するものとする。

会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前 1 年以上 2 年以内の期間

内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、理事会のメンバーとなり、会長に就任する年度直前の年度の会長エレクトの役をつとめるものとする。会長に、会長エレクトの年度の地区協議会に出席する（正当な理由により出席できない場合は、正式の代理を派遣する）ことを前提として、選挙により会長をつとめることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、又は後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当るものとする。

各役員及び各理事は、いずれも、本クラブの無瑕疵の正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、又はパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。

第 7 条

入会金及び会費

第1節 本クラブの正会員・シニア・アクティブ会員、及びパスト・サービス会員は、すべて入会金及び年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第 8 条

会員身分の存続

第1節 期間。会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 終結する場合。(a) 正会員が本クラブにおいて分類されている職業分類の職業に自ら現実に従事することをやめ、又は本クラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなるか、又はその属していた事業関係を離脱するか、いずれの場合には、正会員身分は自動的に終結する。但し次の場合はこの限りではない。即ち、(1)正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、本クラブ理事会の承認があれば、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになって貰うために1カ年を超えない期間を限って、特別賜暇を与えて貰うことができる。但しこの場合本人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を充たしていることが前提である：また(2)本人自身の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引続き保持することができ、そして、その職業分類又は新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り特別賜暇が与えられるものとする。但し、出席義務その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引続き充たしていなければならない。その会員身分終結は許された賜暇期間終了後初めて発効するものとする。

本クラブの正会員は、クラブの区域限界内にその事業場も住居も持たなくなった場合でも、本人の新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの区域限界内にあれば、その会員身分を保持することができる。

(b) (1)国際ロータリー細則第3条第3節(a)項の規定によって選ばれたアディショナル正会員の会員身分は、本人を推薦した正会員の会員身分終結の時又は同正会員が本クラブのシニア・アクティブ会員になった場合、自動的に終結する。もしかかるアディショナル正会員が直ちに本クラブの正会員に選ばれた場合は、2度目の入会金を納入することを要しない。

(2) 国際ロータリー細則第3条第3節b項によって選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席となった時に会員でなくなる。但し、その職業分類が再び充填された時は再度選ばれることができる。(しかし、この規定はその職業分類の保持者が国際ロータリー細則第3条第3節a項によってアディショナル正会員を推薦する権利を侵すものではない。)

(c) パスト・サービス会員の会員身分は、パスト・サービス会員が再び現実に職業活動に復帰した場合又は本クラブの区域限界内若しくはその周辺の地域に居住しなくなった場合又は国際ロータリー細則第3条第4節a項の規定によりシニア・アクティブ会員となった場合は、自動的に終結する。これらのうち第2の場合の規定は、本クラブの正会員からパスト・サービス会員になった者には適用されない。このような会員は、本人が正会員でなくなった当時居住していた地域に引き続き居住することができる。

(d) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日を以て自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議を以て、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。このような名誉会員身分は、たとえ選ばれた本人が本クラブの区域限界内に居住しなくなった後も継続するよう理事会が決定することができる。

第3節 再入会。正会員の会員身分が前掲第2節の規定によって終結した場合、本人は同じ職業分類又は別の職業分類の下に、新たに入会申込みをすることができる。国際ロータリー細則第3条第3節a項の規定によって選ばれたアディショナル正会員のこのような申込みは、他のいかなる申込みにも先立って、申込みを示された職業分類の下に選考されなければならない。もし本人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

第4節 終結—会費未払。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、そのわかっている最新の宛先に、幹事が、書面を以て催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。

このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する本人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量を以て、会員身分に復帰させることができる。但し、本人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、如何なる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第5節 終結—欠席。(a) 連続4回本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、本条の規定による場合を除き、以下本項に定めるところによって、その欠席を補填(メークアップ)するか又は理事会が正当且つ充分な理由ありと認めて出席を免除しない限り、すべて自動的に終結する。

本クラブの例会に欠席した会員は誰でも、欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に他のどこかのロータリー・クラブ又は仮ロータリー・クラブの例会に出席することによってその欠席を補填して、本クラブにおける出席として完全に認められることができる。但し、このような出席の通知が訪問先クラブの幹事によって本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。但し、いずれの会員も、その会員の各半期間における例会出席のうち少なくともその30パーセントは、本人の所属クラブにおいて行なうことを要するものとする。但し、その会員が、書面をもってクラブの理事会に申請し、理事会が正当な理由があるものと認めて免除した場合はこの限りでない。

本クラブの例会を欠席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員がロ

ローターアクト・クラブもしくは仮ローターアクト・クラブ又はインターアクト・クラブもしくは仮インターアクト・クラブの例会に出席した場合において、前記の出席が本クラブの指示に基づくもので、かつまた欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に行なわれたものであったときは、欠席した本クラブ例会に出席したものととして完全に認められることができる。但しそのような事情について、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員が、他クラブの例会に出席の目的を以てそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いた時、当該クラブがその週の例会を休会とし、繰り延べ、若しくはその時間又は場所を変更していた場合には、当該会員は、仮に当該例会が定例の日時及び場所で開かれたとしたら当然与えられたであろうその週の本クラブ例会欠席補填の効力を与えられるものとする。但し、そのような事情の説明が訪問先のクラブ幹事から本クラブに送られなければならないが、当該会員が自らこれを報告しても差支えない。

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で、国際ロータリーの役員又は国際ロータリーの委員会委員又は地区ガバナーの特別代表又は国際ロータリーの従業員として奉仕している者が、ロータリーの用務のため本クラブの例会に欠席した場合は、当該用務に従事している間に出席できなかった例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情については、当該会員は本クラブに通告しなければならない。

国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー・元並びに現役員のためのロータリー・インスティテュート、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席のため、適切な直行日程を以てする往復の途次、本クラブの例会に出席した本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員は、当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但しそのような事情について、当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

本クラブの例会に欠席した正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員で欠席した日の直前の本クラブ例会の定例の時から欠席した日の直後の本クラブ例会の定例の時までの間に国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー・インスティテュート・国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て召集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー・インスティテュート、ロータリー地域大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示のもとに開催された地区会合、地区ガバナーの指示のもとに開催された地区委員会、又は正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席した者には、本クラブの当該例会に出席したと同様の効力が認められる。但し、そのような出席を当該会員は、本クラブに通告しなければならない。

会員が、地区の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事するため、その所属するクラブの例会に欠席した場合において、その事業が僻遠の地で行なわれていて、欠席を補填する機会が全く得られないときは、その会員は、前記の例会に出席したものとみなされるものとする。

(b) このあとに規定されているところを除き、クラブ年度前半の6カ月間又は後半の6カ月間における出席率が60パーセントに達しない正会員、シニア・アクティブ会員又はパスト・サービス会員の会員身分は、正当かつ十分な理由によって理事会が許さない限り、自動的に終結する。

(c) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実に不可能な会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることができる。そして本人の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(d) 一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算20年以上会員であって65歳に達したシニア・アクティブ会員、及び一つ又はいくつかのロータリー・クラブで通算15年以上会員であって70歳に達したシニア・アクティブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することができる。理事会が承認すれば、その会員の欠席は本クラブの出席記録に算入されないが、出席はもし本人が希望すれば算入してもよい。

第6節 他の原因による終結。(a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 会員は誰でも資格条件が、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために召集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(c) 前項(a)又は(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便又は書留郵便によって、わかっている最新の宛先に送付されなければならない。

(d) 会員身分を終結させる決定が行なわれた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面を以て、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面を以て、本クラブに提訴するか、若しくは本定款第12条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行なわれるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行なうために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会及びその例会で行なう特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面を以て、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。

(e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定又は仲裁者の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

(f) もしクラブに対する提訴も行なわれず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行なわれた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第7節 退会。いかなる会員も、本クラブからの退会申出では、書面を以て行ない、(会長又は幹事宛)理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第8節 資産関与権—その放棄。いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第9条

地域社会・国家及び国際問題

第1節 地域社会、国家及び世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめる上の啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究及び討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、如何なる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 本クラブは、公職に対する如何なる候補者も支持又は推薦してはならない。また本クラブは如何なるクラブ会合においても、かかる候補者の長所又は短所を討議してはならない。

第3節 (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題又は国際政策に関して、決議乃至見解を、採択したり配付したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。

(b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対し嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第10条

ロータリーの雑誌

第1節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブ又はパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、自発的に、国際ロータリーの機関雑誌又は国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌の購読者となる。購読の期間は、6カ月を1期として取扱い、本人が本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局又は国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第11条

綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第 12 条

仲 裁

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、若しくは会員のクラブからの追放に関連して、若しくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続きによっては満足に解決できない論争が、会員又は元会員と本クラブ又は本クラブの役員又は理事会との間に起こった場合は、その係争問題は、仲裁によって解決されるべきものとする。

両当事者はそれぞれ1名の仲裁人を指定し、両仲裁人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人又は仲裁人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲裁人によって到達された決定もしくは両仲裁人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

第 13 条

細 則

第1節 本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（及び地域管理が認められている場合には地域管理の手續規則）及び本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに縦って時々改正することができる。

第 14 条

改 正

第1節 時。本定款は、国際ロータリー細則第6条第2節に定める非常事態の場合及び本条第4節に定める場合を除き、規定審議会の決定によってのみ改正することができる。但し、本定款の改正を目的とする制定案の採択に関する審議会の決定に対し、クラブからこれに反対する意思を表示した十分の数の投票が事務総長に提出され、よって国際ロータリー細則第9条第10節(g)項に規定する国際大会の決定を必要とするに至った場合は、本定款は、規定審議会の開かれた翌年の国際大会において、前記正案が国際大会に付議された時における出席選挙人の投票の過半数をもって改正することができる。

第2節 提案者。本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、R、I、B、I、の審議会若しくは大会、規定審議会又は国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

第3節 手續。本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の8月1日以前に、国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、その写しを、規定審議会並びに国際大会が開かれるロータリー年度の11月1日までに、各クラブの幹事宛に郵送しなければならない。

国際ロータリーの事務総長は、適法に提案された改正案を全部直接審議会に回付しなければならない。審議会は、かかる適法に提案された改正案、その修正案が提出されていればそれをも、一つ一つ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）及び第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本ク

クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そして更に、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

註：下線は改正された条項、文言を示す。

追 録

「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」抜粋

1980年規定審議会は「標準ロータリー・クラブ定款」を一部修正し、ロータリークラブ会員の資格条件に関する規定を削除した。その理由は、「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」に規定されているところと重複するということであった。しかし、削除された部分は「標準ロータリー・クラブ定款」にも取り入れるべき規定なので、以下に「国際ロータリー定款」及び「国際ロータリー細則」の中の該当箇所の抜粋を掲げる；

国際ロータリー定款

第 4 条

会 員

第3節 クラブの構成。(a)ロータリー・クラブは以下本項に定める資格条件を備える男子によって構成されるものとし、いかなるクラブもその正会員の資格条件が次に示す所に該当していなければ、国際ロータリーの会員たる資格は認められない。

善良な成人男子であって、職業上良い世評を受けている者、そして

(1) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員又は支配人であるか；

又は

(2) 有益な一般に認められた実業又は専門職業において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあるか；

又は

(3) 有益な一般に認められた実業又は専門職業の地方代理店又は支店を管理権を以て担当する地方代理人又は支店代理人又は支店代理者を勤めていること；

そして

以上いずれの場合も、本人がクラブにおいて分類される職業に、自ら親しくかつ現実にたずさわってお

り、そしてその事業場又はその住居がクラブの区域限界内にあることを要する。

クラブの正会員は、そのクラブの区域限界内に事業場も住居も持たなくなった場合でも、その新しい事業場又は住居がクラブの存在する市の行政区域内又は隣接クラブの限界にあれば、その正会員身分を保持することができる。

(b) 報道機関、宗教及び外交官の職業分類を除き、そして、細則に定められているアディショナル正会員の規定を除き、各職業分類毎に1名より多くの正会員があってはならない。

(c) 国際ロータリー細則は、ロータリークラブの中に正会員の外にシニア・アクティブ会員・パスト・サービス会員及び名誉会員と呼ばれる会員種類を置く規定を設けることができる。そして国際ロータリー細則は、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

国際ロータリー細則

第 3 条

クラブの会員身分

第1節 種類。ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員及び名誉会員とする。

第2節 正会員。国際ロータリー定款第4条第3節に定められた資格条件を有する者は、ロータリー・クラブの正会員に選ばれることができる。

第3節 アディショナル正会員。(a)クラブの正会員は、いずれも、自分と同じ職業分類の実業又は専門職業に現実に従事している者をもう一人正会員に推薦することができ、クラブはこれを正会員に選ぶことができる。この場合、その正会員の職業分類は推薦者の職業分類と同一とする。このアディショナル正会員の資格条件は、国際ロータリー定款第4条第3節に正会員について定められているものと同一とする。このアディショナル正会員は、本節本項に基づくアディショナル正会員を推薦することができないこと、および、推薦者の正会員身分が終結したとき又はその推薦者がシニア・アクティブ会員になった場合にそのアディショナル正会員身分が自動的に終結することの2点を除いては、すべて正会員に同じとする。

(b) クラブは、その職業分類の保持者の承諾を条件として、かつていずれかのロータリー・クラブの正会員であった者で、その現実にたずさわっている事業の場所又はその住居がクラブの区域限界内にあり、かつ会員となるべきその他の資格条件が備わっている者を、アディショナル正会員に選ぶことができる。

但し：

(1) いかなる場合でも、一つの職業分類について本節、本項の下に選ばれるアディショナル正会員の数は1名を超えないものとする；

(2) 本節、本項の下に会員に選ばれるためには、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない；

(3) 本節、本項の下に選ばれたアディショナル正会員は、その職業分類が空席になったときには会員身

分を失う。但し、その職業分類が再び充填されたときは、再度選ばれることができる。（この但し書規定は、その職業分類の保持者が本館a項に基づいてアドイショナル正会員を推薦する権利を害するものではない。）

第4節 シニア・アクティブ会員。(a)クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、その一つ又はいくつかのクラブにおける正会員およびパスト・サービス会員としての 歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にかつ直ちにシニア・アクティブ会員となるものとする。

- (1) 一つ又はいくつかのクラブで通算15年以上会員であった者。
- (2) 現在60歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算10年以上であった者。
- (3) 現在65歳以上で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上会員であった者。
- (4) 現在国際ロータリーの役員であるか、又はかつてその役員であった者。

(b) クラブは、任意に、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員でなくなった時点においてシニア・アクティブ会員であった者又はシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。但し、その元会員の住居又はその現実にたずさわっている事業の場所が、そのクラブの区域限界内又はその周辺の地域内にあることを要する。

(c) シニア・アクティブ会員は、次に掲げる事項を除き、すべて正会員と同一の権利、特典及び責任を持つものとする。

- (1) シニア・アクティブ会員は職業分類を代表しないものとし、また、
- (2) 本条第3節a項によるアドイショナル正会員を推薦する権利を持たない。

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

第5節 パスト・サービス。(a) 現職から引退したために正会員身分を喪失したかつてのロータリー・クラブ正会員で、一つ又はいくつかのクラブで通算5年以上正会員であった者は、本人が正会員となっていたクラブその他のクラブのパスト・サービス会員に選ばれることができる。このような元会員は、他のすべてのパスト・サービス会員の資格条件を備えている限り、その正会員身分を失った時又はその後いつでも、パスト・サービス会員に選ばれることができる。実業又は専門職業からの引退が、クラブの会員でなくなった後に生じたものであった場合は、これをパスト・サービス会員に選挙することができない。パスト・サービス会員は、本人が正会員となっていたクラブの会員に選挙された場合を除き、入会金の支払を要するものとする。本人が正会員となっていたクラブの場合は、二度目の入会金の支払を要しないものとする。パスト・サービス会員は、本人がパスト・サービス会員となっているクラブの区域限界内又はその周辺に居住しており、また、引続き居住することを要する。但し、本人が正会員となっていたクラブのパスト・サービス会員に選挙される場合はこの限りではない。この場合は、本人が正会員の身分を失った時に居住していた場所に居住することができる。

(b) パスト・サービス会員は、実業又は専門職業の職業分類を代表するものとし、シニア・アクティブ会員になることができないこと（但し本条第4節(a)項に規定されている場合を除く）及びアドイショナル正会員を推薦する権利を持たないことの3点を除き、正会員の持つすべての権利・特典及び責任を有するものとする。

第6節 二重会員。何人も、同時に、いくつかのクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員又はパ

スト・サービス会員となることを得ないものとする。

第7節 名誉会員。クラブの区域限界内に居住しているか、または居住していたことのある男子で、同地域又は他の地域において、ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした者を、そのクラブの名誉会員に選挙することができる。

名誉会員は、入会金及び会費の納入を免除されるが、投票権を持たない。クラブの如何なる役職にもつくことができない。職業分類を代表しない。しかしクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享有することができる。名誉会員は本人が会員となっているクラブ以外のクラブにおいては、いかなる権利又は特典も認められない。

第8節 宗教、報道機関及び外交員。二つ以上の宗派の各代表者、二つ以上の新聞社及び／又はその他の報道機関の各代表者及び二つ以上の国の政府を代表する各外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が定款及び本細則に定められた資格条件を備えていることを要する。

第9節 公職。一定の任期を限って選挙又は任命によって公職に在る者は、該当公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。これは学校、大学その他の教育施設に奉職する者又は裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。

クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙又は任命された者は、その公職に在任中、前記の選挙又は任命の直前に本人がクラブにおいて代表していた職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

第10節 国際ロータリーの職員。クラブは、国際ロータリーと雇傭関係に入ったそのクラブの会員の会員身分を、その雇傭関係の続く限り、保持せしめることができる。

鹿児島西ロータリー・クラブ細則

第 1 条

理事及び役員 の 選挙

第1節 役員を選挙する会合の1カ月前の例会において、議長は理事候補者を指名することを求めなければならない。出席会員は何名でも指名することができる。これらの指名は投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられなければならない。そして最多投票数を獲得した7名の候補者を以て当選者とする。

第2節 被選理事は、年次総会后1週間以内にその会合を開いて、下記の役員を互選しなければならない。

- (1) 会長。会長に選ばれた者は、そのあと、次の7月1日に始まる年度に、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめ、会長イレクトとして理事会のメンバーをつとめた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。
- (2) 1名または数名の副会長。
- (3) 幹事、会計および会場監督。これらの一部または全部に理事会のメンバーをあてることができるし、また、そうしなくてもよい。前記の会合で選任された幹事および会計が理事会のメンバーでなかった場合は、これらの人は、その役職に就任する年度における職権上の理事会メンバーとなるものとし、その理事会メンバーとしての責任と権限は、理事会の定めるところによる。

第3節 理事会又はその他の役職に生じた欠員は残りの理事会員の決定によって補填すべきものとする。

第4節 任期未達の被選役員又は被選理事の地位に生じた欠員は残りの被選理事会のメンバーの決定によって補填すべきものとする。

第 2 条

理 事 会

第1節 本クラブの管理主体は本細則第1条第1節に基づいて選挙された理事会とする。

第 3 条

役 員 の 任 務

第1節 会長。本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

第2節 会長エレクト。会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長又は理事会によって定められる任務を行なうものとする。

第3節 副会長。会長不在の場合に本クラブの会合及び理事会の会合において議長をつとめ、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。

第4節 幹事。幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日及び7月1日現在を以て国際ロータリー事務総長に対して行なわなければならない半期会員報告、国際ロータ

リー事務総長に対して行なうべき会員異動報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行なわなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。

第5節 会計。会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他その職に付随する任務を行なうにある。その職をさるに当っては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

第6節 会場監督。会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

第 4 条 会 合

第1節 年次総会。本クラブの年次総会は毎年12月に開催さるべきものとする。そしてこの年次総会において、次年度の理事の選挙を行なわなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は本曜日12:30に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（又は標準クラブ定款第8条第5節(c)或は(d)項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員)を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならないものとする。

第3節 会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第2週木曜日に開催さるべきものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認め時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集さるべきものとする。但し、その場合然るべき予告が行なわれなければならない。

第5節 理事総数の過半数を以て理事会の定足数とする。

第 5 条 入 会 金 及 び 会 費

第1節 入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

第2節 会費は年額16,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

第3節 途中入会者に対しては入会金全額、年会費は月割で納入すべきものとする。

第 6 条 採 決 の 方 法

本クラブの議事は、投票による役員及び理事の選挙を除き、口頭による採決を以て処理さるべきものとする。

第 7 条

委 員 会

第 1 節

イ 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

ロ 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要とかがえる特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

ハ クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも 2 名以上の他の委員から成るものとする。

ニ 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

ホ 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

ヘ 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する青少年委員会を設置することができる。この委員会は社会奉仕委員会の所管するところとなるが、青少年委員長は会長が理事の中から任命するものとする、可能かつ実際的である限り、1 名または数名の委員を 2 カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

ト 会長はまた、理事会の承認の下に、青少年奉仕及び国際奉仕について、特定分野を担当する次の委員会を任命するものとする。

ローターアクト委員会

インターアクト委員会

ロータリー財団委員会

第 2 節 クラブ奉仕委員会

イ クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。

ロ クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

ハ 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会
会報雑誌委員会
親睦委員会
会員選考委員会
会員増強委員会
プログラム委員会
広報委員会

次の委員会に毎年1名ずつの委員を任命するものとする。

職業分類委員会
ロータリー情報委員会

ニ クラブ奉仕委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるべきものとする。

ホ 職業奉仕委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする、1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。

ヘ 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

第 8 条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

イ 出席委員会

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること——これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる——を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することにつとめるものとする。

ロ 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類指針を用いて、充填および未充填職業分類

表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員の持っている職業分類表を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

ハ 会報雑誌委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリー プログラムに関するニュースを伝えるべく務めなければならない。

またこの委員会は、ロータリーの友誌、ロータリアン誌および/またはレビスタロータリアンに対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他あらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

ニ 親睦委員会

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的への遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

ホ 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない、そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

ヘ 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブ充填および未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的につとめなければならない。

ト プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

チ 広報委員会

この委員会は、(1)広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2)本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

リ ロータリー情報委員会

この委員会は、(1)会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、(2)会員、とくに新会員に、会員の特典と責務に関する適切な理解を与え、(3)会員にロータリー、その歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、(4)会員に国際ロータリーの管理運営の動向についての情報を提供する方策を考案しこれを実施するものとする。

又 ロータリー賞推薦委員会

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

イ 青少年奉仕委員会

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの青少年奉仕活動に責任を持ち、青少年奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

a ローターアクト委員会

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を面えるものとする。

b インターアクト委員会

この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクトクラブの会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界状況に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターアクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあら

ゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

イ ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

第 9 条

賜 暇

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって、会員は一定期間を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

第 10 条

財 政

第 1 節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第 2 節 すべての勘定書は役員 2 名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手を以てのみ支払われるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年 1 回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第 3 節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求することあるべき保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第 4 節 本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間及び 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の 2 半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年 7 月 1 日及び 1 月 1 日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわれるべきものとする。

第 5 節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

第 11 条

会 員 選 挙 の 方 法

第 1 節 正会員（アディショナル正会員を含む） (1) 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員または会員増強委員会によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるべきものとする。この推薦は、本節に別な定めのある場合を除き、暫くこれを秘密にしておかななければならない。

(2) 理事会は、職業分類委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに、会員選考委員会に対し、当該候補者の資格要件を、人格、職業上および社会的地位ならびに一般的適格性の見地から調査して、これを理事会に報告するよう要請するものとする。

- (3) 理事会は、職業分類上会員および会員選考委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。
- (4) 理事会の決定が肯定的であった場合は、推薦者は、ロータリー情報委員会の委員1名または数名と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書の記入および提出を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。
- (5) 被推薦者の氏名の発表後10日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則第5条に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。
- 理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合においてこれを審議し、当該被推薦者について票決を行なうものとする。この定例または臨時の理事会会合において、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- 本節の規定により会員が選挙されたときはクラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。
- (6) 当該会員は、クラブの例会において、新会員として正式に紹介されなければならない。

第2節 シニア・アクティブ、パスト・サービス、及び名誉会員。これら3種類の会員のいずれかに推薦された候補者の氏名は書面を以て理事会に提出されなければならない。そして、その選挙は正会員の場合と同様の形式及び方法を以て行なわれるべきものとする。但し、これら3種類の候補者推薦についてはいかなる定例又は臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中、いずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行なうことができる。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員又はパスト・サービス会員で、本クラブ定款に定められたシニア・アクティブ会員となるものとする。その場合、このようなシニア・アクティブ会員については申込書も選挙もこれを必要としない。

第3節 元アディショナル正会員の再選。 (1) 国際ロータリー細則第3条第2節(a)の規定に基づいて本クラブのアディショナル正会員に選挙され、そして本クラブ定款第8条第2節b(1)の規定によってその会員身分が終結した本クラブの元アディショナル正会員の入会申込みは理事会によって速やかに審議され、そして同一又は他の職業分類の下になされる他のいかなる申込み又は推薦にも優先して取り上げられなければならない。

- (2) 本クラブ定款第5条第5節(b)の規定に基づいて選挙されたアディショナル正会員の会員身分が、その職業分類が空席となったために終結した場合は、その職業分類が再び充填された時彼は再び選挙されることができる。(その場合、その職業分類の保持者が定款第5条第5節(a)の規定に基づいてアディショナル正会員を推薦する権利は侵害されることはない)
- (3) 理事会は、その裁量によって、いかな申込みをも職業分類委員会及び会員選考委員会に付託することができる。そして理事会は、被推薦者の選挙に異議のある会員をして異議の理由を具して書面を以

て理事会に通告せしむべき10日間の期間を設定することができる。理事会は、定例又は臨時理事会において一職業分類委員会、会員選考委員会からの報告及び異議申立の提出のいずれか、もしくは全部がなされている場合はこれを参酌して一入会申込みを投票に付するものとする。その定例又は臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対票が1票を超えない場合は、その元アディショナル正会員は正式に会員に選挙されたものと認めらるべきものとし、幹事によってその旨通告さるべきものとする。申込みが拒否された場合は、幹事はその旨申込者に通告すべきものとする。

(注：理事会の最終投票によって会員選挙を決するこの細則の規定に代えて、クラブは正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員又は名誉会員の選挙を、クラブ例会におけるクラブ会員の最終投票によって決定する規定を採用することができる。但し、この場合、その例会には定足数の出席を必要とし、出席会員の4分の3の賛成投票を必要とすることを規定しなければならない。)

第 12 条

決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第 13 条

議 事 の 順 序

開 会 宣 言

来訪ロータリアンの紹介

来信及び告示事項

委員会報告(もしあれば)

審議未終了議事

新 規 議 事

スピーチその他のプログラム

閉 会

第 14 条

改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

※ 改正された条項には下線が付してあります。

鹿兒島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿兒島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授賞）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶弔があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と 10,000相当のお花
2. 夫 人 ¥ 7,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第10条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第11条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

鹿兒島西 R・C「友愛文庫」運営規約

1. この奉仕活動を鹿兒島西 R・C「友愛文庫」事業という。
2. この会の運営金は、鮫島志芽太会員の寄附金 10 万円に、ニコニコ箱寄附金の年間総額の約 1 割（約 10 万円）を毎年加算したものとす。
3. この運営金は、離島・辺地・その他（新設校を含む）の小・中学校に対し、生徒の情操を豊かにし、生きる喜びと正しく美しいものに対する感動を与えるような読み物を献本するために使用する。
4. 初年度は、3 校を選定し、1 校に各 20 冊、計 60 冊（1 冊 1,000 円程度）を贈り、初年度の経費は 6 万円とする。原則として同じ学校へ 5 年間継続して贈る。ただし、新設学校等に対しては状況により、2 年又は 3 年限りとすることがある。
5. 2 年度は新しく 2 校を増加し、前年度の 3 校（又は 2 校）と合せて 5 校（又は 4 校）とし、各校 20 冊宛を献本する。
3 年度はさらに 1 乃至 2 校を増し、逐次継続して献本するものとし、5 年間贈った学校は終結する。
6. 以上の運営業務は、当クラブ理事会の承認を得て社会奉仕委員が行なう。
献本の発送は、信用ある書店に依頼し、社会奉仕委員会の認定を得て発送させる。
7. とくとき、献本先学校生徒の感想文や読みたい本の希望文を募集し、選考の上、入選者はクラブ例会に招き、インターアクトとの交流をはかる。
8. 会員の各家庭に小・中学生向きの図書があれば寄贈を求め、これに加える。
9. この献本は、継続奉仕運動とし、ロータリー精神普及の一端として、その献本奉仕の輪を広げていくことを理想とする。
このため、運営金増加の方法を絶えず工夫推進するものとする。
10. この運営金の基金 10 万円は、昭和 53 年国際ロータリー第 273 地区年次大会における鮫島会員の記念講演の講師料を、同会員がそのまま寄附されたものである。

鹿兒島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

第1条 (目的)

この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし、奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

第2条 (基金)

奨学金の基金として当初は「鹿兒島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実を図る。

第3条 (基金の運用)

基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

第4条 (奨学金の給付対象)

当初は奨学金の給付対象を鹿兒島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿兒島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

第5条 (奨学金の給付金額及び対象人数)

昭和58～59年度は月額1万円、対象人数は8名とする。

第6条 (奨学金給付者の選考)

奨学金給付者は、毎年4月、各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

第7条 (その他)

其他必要な事項は理事会に於て決定する。

第8条 (附則)

本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

備考

昭和55年4月より月額5,000円、対象人数は6名以内で実施されたが、昭和57年4月より月額1万円に改めた。

1984～85年度 収支決算書

鹿児島西ロータリークラブ

費 目	59年度予算額	59年度決算額	差 異	備 考	
(収入の部)					
前年度繰越金	2,220,535	2,220,535	0		
年会費	14,000,000	13,358,000	642,900	上期@80,000×79人 下期@80,000×84人 @60,000×2人 @26,000×3人 @40,000×8人	
雑誌代(ロータリーの友)	210,000	200,600	9,400	上期@1200×79人 下期@1200×84人 @1000×2人 @400×3人 @600×3人	
入会金	350,000	455,000	△ 105,000	@35,000×13人	
R財団寄附金(入会時)	23,200	31,200	△ 8,000	@2,320×8人 @2,450×2人 @2,580×3人	
ビクター会食費	935,000	1,088,000	△ 153,000	@1,700×640人	
家族会会費	425,000	405,000	20,000	@5,000×81人	
ニコニコ寄附金より繰入れ	1,200,000	600,000	600,000		
雑収入	250,000	79,779	170,221	預金利息:外	
収入合計	19,613,735	18,438,114	1,175,621		
(支出の部)					
事務局関係	人件費	1,568,000	1,852,925	△ 284,925	給料並びに手当
	退職給与準備金	71,000	71,000	0	定期預金へ
	通信費	350,000	319,760	30,240	切手, ハガキ, 送金手数料, 電話料
	事務用品費	80,000	79,978	22	封筒, 用紙, ファイル代外
	印刷費	320,000	285,600	34,400	市内会員名簿, アssenブリー, G公式訪問報告書 外
	厚生福利費	200,000	162,360	37,640	保険料, 定期券代
	交通費	50,000	48,910	1,090	諸タクシー代
	図書費	20,000	2,700	17,300	本購入代
	借室料	120,000	120,000	0	@10,000×12ヶ月
計	2,779,000	2,943,233	△ 164,233		

注) △は予算超過額を示す。

費 目	59年度予算額	59年度決算額	差 異	備 考	
委 員 会 関 係	出 席	120,000	118,800	1,200	出席表彰記念品代
	S · A · A	10,000	0	10,000	
	会 員 選 考	5,000	0	5,000	
	会 員 増 強	10,000	0	10,000	
	職 業 分 類	50,000	42,350	7,650	職業分類表印刷代
	親 睦 活 動	2,000,000	1,628,140	371,860	誕生・結婚記念品代, 家族会費 外
	プ ロ グ ラ ム	150,000	143,755	6,245	ゲスト謝礼, お車代 外
	ロ ー タ リ ー 情 報	80,000	47,600	32,400	ロータリー手帳, ロータリー入門書外文献代
	広 報	100,000	33,485	66,515	写真フィルム, プリント代
	会 報 雑 誌	900,000	1,040,200	△ 140,200	ロータリーの友代, 週報印刷代
	職 業 奉 仕	50,000	0	50,000	
	社 会 奉 仕	200,000	87,400	112,600	社会奉仕連絡協議会分担金, 赤い羽根募金 ロータリー賞記念品代 外
	青 少 年 奉 仕	1,700,000	1,450,043	249,957	IA・RA関係・諸会議経費
国 際 奉 仕	100,000	29,000	71,000	交歓会費, 青少年交換記念品代	
ロ ー タ リ ー 財 団	20,000	6,000	14,000	ロータリーの友英語版代(6冊分)	
計	5,495,000	4,626,773	868,227		
R ・ I 関 係	人 頭 分 担 金	406,000	393,720	12,280	上期@2,320×80人 下期2,450×82人 新入会員分@1,160×4人 @1,290×2人
	R 財 団 寄 附 金	384,000	249,000	135,000	百万ドル食事6回分@500×79,84,81 84,83,87人
	” (入会時)	23,200	31,200	△ 8,000	@2,320×8人 @2,450×2人 @2,580×3人
	米 山 記 念 奨 学 金	175,000	162,000	13,000	上期 @1,000×80人 下期 @1,000×82人
	計	988,200	835,920	152,280	
地 区 関 係	地 区 大 会 分 担 金	252,000	224,000	28,000	@2,800×80人
	地 区 協 議 会	100,000	96,000	4,000	登録料, 懇親会費, 宿泊費
	地 区 資 金	315,000	291,600	23,400	上期 @1,800×80人 下期 @1,800×82人
	地区青少年交換資金	131,250	121,500	9,750	上期 @750×80人 下期 @750×82人
	ガバナー事務所費	131,250	121,500	9,750	上期 @750×80人 下期 @750×82人
	田中ガバナー事務所 特 別 協 力 金	80,000	80,000	0	@1,000×80人(上期のみ)
	世 界 社 会 奉 仕	44,000	0	44,000	
	ガバナー月信購読料	105,000	94,800	10,200	上期 @600×78人 下期 @600×80人
	GSE(研究グループ 交 換 資 金)	175,000	0	175,000	
計	1,333,500	1,029,400	304,100		

費 目	59年度予算額	59年度決算額	差 異	備 考
<特別基金>				
(収 入)				
前年度繰越金	2,734,931	2,734,931	0	
基金特別負担金	50,000	65,000	△ 15,000	@ 5,000×13人
一般会計より繰入	100,000	100,000	0	
雑 収 入	110,000	118,207	△ 8,207	預金利息
収 入 合 計	2,994,931	3,018,138	△ 23,207	
<退職給与準備金>				
(収 入)				
前年度繰越金	119,750	119,750	0	
一般会計より繰入	71,000	71,000	0	
雑 収 入	2,500	5,188	△ 2,688	預金利息
収 入 合 計	193,250	195,938	△ 2,688	
<ニコニコ箱寄附積立金>				
(収 入)				
前年度繰越金	2,390,102	2,390,102	0	
寄附金収入	1,200,000	1,213,000	△ 13,000	
雑 収 入	20,000	26,828	△ 6,828	預金利息
収 入 合 計	3,610,102	3,629,930	△ 19,828	
(支 出)				
友愛文庫へ繰入	120,000	120,000	0	社会奉仕部門へ
奉仕活動関係へ繰入	1,200,000	623,000	577,000	
西ロータリークラブ 奨学金へ繰入	600,000	670,000	△ 70,000	社会奉仕部門へ
県立図書館贈呈費	300,000	300,000	0	"
支 出 合 計	2,220,000	1,713,000	507,000	
差 引 残 高	1,390,102	1,916,930		

費 目	59年度予算額	59年度決算額	差 異	備 考
＜西ロータリークラブ奨学金＞				
(収 入)				
前年度繰越金	4,885,461	4,885,461	0	
雑 収 入	300,000	296,690	3,310	預金利息
ニコニコ箱寄附積立金より	600,000	670,000	△ 70,000	
収 入 合 計	5,785,461	5,852,151	△ 66,690	
(支 出)				
奨 学 金	960,000	960,000	0	@ 10,000×8人×12ヶ月
通 信 費	9,600	9,600	0	@ 800×12ヶ月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600	969,600	0	
差 引 残 高	4,815,861	4,882,551		
＜西ロータリークラブ友愛文庫＞				
(収 入)				
前年度繰越金	111,213	111,213	0	
ニコニコ寄附積立金より繰入	120,000	120,000	0	
雑 収 入	2,000	1,856	144	
収 入 合 計	233,213	233,069	144	
(支 出)				
本 代	105,000	100,000	5,000	@ 20,000(図書券)×5校
支 出 合 計	105,000	100,000	5,000	
差 引 残 高	128,213	133,069		
＜特別積立金＞				
(収 入)				
前年度繰越金	2,258,549	2,258,549	0	
雑 収 入	87,000	86,639	361	
収 入 合 計	2,345,549	2,345,188	361	

1985～86年度 収支予算書

鹿児島西ロータリークラブ

費 目	60年度予算額	備 考	
(収入の部)			
前年度繰越金	1,839,285		
年会費	14,080,000	上期@ 80,000×86人 下期@ 80,000×90人	
雑誌代 (ロータリーの友)	211,000	上期@ 1,200×86人 下期@ 1,200×90人	
入会金	350,000	@ 35,000×10人	
R財団寄附金(入会時)	24,900	@ 2,490×10人	
ビジター会食費	1,020,000	@ 1,700×600人	
家族会会費	430,000	@ 5,000×86人	
ニコニコ寄附金より繰入れ	1,200,000		
雑収入	250,000	預金利息外	
収入合計	19,405,385		
(支出の部)			
事 務 局 関 係	人件費	2,000,000	給料並びに手当
	退職給与準備金	71,000	定期預金へ
	通信費	400,000	切手, ハガキ, 送金手数料
	事務用品費	100,000	洋半紙, ノート外
	印刷費	300,000	アッセンブリー, 名簿, 領収証
	厚生福利費	200,000	保険料並びに定期券代
	交通費	60,000	
	図書費	20,000	
	借室料	144,000	@ 12,000×12カ月
	計	3,295,000	

費目	60年度予算額	備考	
委員	出席	165,000	出席表彰記念品代 委員会費 15,000
	S・A・A	19,000	” 9,000
	会員選考	17,000	” 12,000
	会員増強	20,000	” 15,000
	職業分類	19,000	” 9,000
	親睦活動	2,088,000	誕生、結婚記念品代 家族会費用外 ” 27,000
	プログラム	115,000	ゲスト謝礼、お車代 ” 15,000
	ロータリー情報	92,000	ロータリー手帳並びに文献代 ” 12,000
	広報	118,000	会議費、フィルム、プリント代 ” 18,000
	会報雑誌	1,015,000	ロータリーの友代、週報印刷代 ” 15,000
	職業奉仕	65,000	職場訪問諸経費 ” 15,000
	社会奉仕	225,000	ロータリー賞外 ” 15,000
	青少年奉仕	1,745,000	IA・RA関係、諸会議経費 ” 15,000
	国際奉仕	112,000	交歓会費 ” 12,000
ロータリー財団	29,000	” 9,000	
計	5,844,000		
R・I・R関係	人頭分担金	435,750	上期10\$×@249×85人 下期10\$×@249×90人
	R財団寄附金	258,000	@500×86人×6回(百万ドル)一般寄附
	”(入会時)	2,490	@2,490×10人
	米山記念奨学金	175,000	上期@1,000×85人 下期@1,000×90人
計	893,650		
地区関係	地区大会分担金	301,000	@3,500×86人
	地区協議会	100,000	
	地区資金	315,000	上期@1,800×85人 下期@1,800×90人
	地区青少年交換資金	131,250	上期@750×85人 下期@750×90人
	ガバナー事務所費	131,250	上期@750×85人 下期@750×90人
	ガバナー月信購読料	104,400	上期@600×84人 下期@600×90人
計	1,082,900		

費目	60年度予算額	備考
拡大事業費	50,000	
会議費	600,000	役員・委員長会議, 次期会長・幹事研修会 外
会食費	6,000,000	
の雑費	500,000	慶弔費 外
備品費	100,000	
他特別基金	100,000	上期 50,000 下期 50,000 (定期へ)
上級会合出席補助	500,000	地区大会登録料 外
計	7,850,000	
予備費	439,835	
支出合計	19,405,385	
差引残高	0	

費 目	60年度予算額	備 考
<特別基金>		
(収 入)		
前年度繰越金	3,018,138	
基金特別負担金	50,000	@ 5,000×10人
一般会計より繰入	100,000	上期 50,000 下期 50,000
雑 収 入	110,000	預金利息
収 入 合 計	3,278,138	
<退職給与準備金>		
(収 入)		
前年度繰越金	195,938	
一般会計より繰入	71,000	
雑 収 入	2,500	預金利息
収 入 合 計	269,438	
<ニコニコ箱寄附積立金>		
(収 入)		
前年度繰越金	1,916,930	
寄附金収入	1,200,000	
雑 収 入	20,000	預金利息
収 入 合 計	3,136,930	
(支 出)		
友愛文庫へ繰入	120,000	社会奉仕部門へ
奉仕活動関係へ繰入	1,200,000	
西ロータリークラブ 奨学金へ繰入	670,000	社会奉仕部門へ
県立図書館贈呈費	300,000	"
支 出 合 計	2,290,000	
差 引 残 高	846,930	

費 目	60年度予算額		備 考
＜西ロータリークラブ奨学金＞			
(収 入)			
前 年 度 繰 越 金	4,882,551		
雑 収 入	300,000		預金利息
ニコニコ寄附積立金より繰入	670,000		
収 入 合 計	5,852,551		
(支 出)			
奨 学 金	960,000		@ 10,000×8人×12ヵ月
通 信 費	9,600		@ 800×12ヵ月(送金手数料)
支 出 合 計	969,600		
差 引 残 高	4,882,951		
＜西ロータリークラブ友愛文庫＞			
(収 入)			
前 年 度 繰 越 金	133,069		
ニコニコ寄附積立金より繰入	120,000		
雑 収 入	2,000		預金利息
収 入 合 計	255,069		
(支 出)			
本 代	105,000		
支 出 合 計	105,000		
差 引 残 高	150,069		
＜特別積立金＞			
(収 入)			
前 年 度 繰 越 金	2,345,188		
雑 収 入	87,000		預金利息
収 入 合 計	2,432,188		

財 産 目 録

昭和60年6月30日現在
鹿児島西ロータリークラブ

資産の部

区 分	内 訳	金 額 (円)	備 考
預 金	旭相互銀行(普通)	1,839,285	一般会計
〃	〃 (定期)	3,018,138	特別基金
〃	〃 (定期)	195,938	退職給与準備金
〃	鹿児島銀行(普通)	1,916,930	ニコニコ寄附積立金
〃	旭相互銀行(普通)	411	西ロータリークラブ奨学金
国 債	日の出証券	4,882,140	〃
預 金	旭相互銀行(普通)	133,069	友愛文庫
〃	〃 (定期)	2,345,188	特別積立金
	計	14,321,099	
備 品	ピアノ外	59,326	定額法による未償却残額

1985～1986

外山ガバナー公式訪問報告書

1985.8.1



鹿児島西ロータリークラブ

外山三郎ガバナー公式訪問日程

7月31日(水)

15:00～16:30 会長・幹事との懇談会 (鶴鳴館3F)

17:00～19:00 クラブ協議会 (鶴鳴館2F)

19:00～ 懇親会 (鶴家)

8月1日(木)

12:30～13:30 例会(公式訪問)

例会終了後記念撮影

クラブ協議会プログラム

1985. 7. 31 於 鶴 鳴 館

点		鐘					
開	(会) の	辞	副	会	長	中	村 善 治
ロ	ー (タ	リ	ー	ソ	ン	グ	
歓	迎	の	辞	及	び		
ガ	バ	ナ	ー	分	区	代	理 紹 介
ガ	バ	ナ	ー	挨	拶	ガ	バ
会	長	報	告	会	長	福	田 正 臣
幹	事	報	告	幹	事	山	下 皓 三
会	計	報	告	会	計	高	橋 司
ク	ラ	ブ	奉	仕	委	員	会 報 告
出	席		〃		〃	副	委 員 長
職	業	分	類		〃		〃
会	員	選	考		〃		〃
会	員	増	強		〃		〃
プ	ロ	グ	ラ	ム			〃
広	報		〃		〃		〃
親	睦		〃		〃		〃
ロ	ー	タ	リ	ー	情	報	〃
会	報	・	雑	誌			〃
S	・	A	・	A	・	報	告
職	業	奉	仕	委	員	会 報 告	委 員 長
社	会	奉	仕		〃		〃
青	少	年	奉	仕			〃
イ	ン	タ	ー	ア	ク	ト	〃
ロ	ー	タ	ー	ア	ク	ト	〃
国	際	奉	仕		〃		〃
ロ	ー	タ	リ	ー	財	団	〃
講							評
閉	会	の	評	辞	ガ	バ	ナ
点			鐘		幹	事	外
							山
							下
							皓 三

鹿児島西ロータリークラブ役員・理事・委員会名簿

1985・7～1986・6

会長 福田 正臣 (理事) 副会長 中村 善治 (理事)
 幹事 山下 皓三 副幹事 中尾 洋
 理事 川田 恵一 岩田 泰一 永松 実夫 小山 幸義
 会計 高橋 司
 S・A・A 上原 満 副S・A・A 佐伯 寿郎 桜美 義明

委員会	所 属 委 員 (◎委員長 ○副委員長)
ク ラ ブ 奉 仕	◎中村善治 ○小園正人
会 員 増 強	◎光吉正昭 ○木治屋克己・土橋 滋・河井時義・海老原利則
会 員 選 考	◎高井敏治 ○新福栄熊・水淵清治・吉留 益
職 業 分 類	◎岡山唯一 ○藤安辰造・久保政次
出 席	◎本武勝美 ○谷口良康・本田雄郎・福田敏之・徳田 基
親 睦	◎林 其為 ○野村昭五郎・岩尾秀彦・外西寿彦・森永茂樹・豊田泰司 中村一雄・鮫嶋宗隆・大迫守弘
ロータリー情報	◎川畑正美 ○安田正治・鮫島志芽太・徳沢紀生
会 報 雑 誌	◎柿市高重 ○村田和雄・川村 洋・岩元紀彦
プ ロ グ ラ ム	◎川上鐵太郎 ○江夏 洋・浜田 馨・石神兼康・古木圭介
広 報	◎崎元行範 ○福満武雄・久保田彦穂・池口恵観・前田隆造・森 道生
職 業 奉 仕	◎川田恵一 ○玉川哲生・松田忠臣・島津忠丸・前田好文
社 会 奉 仕	◎永松実夫 ○中尾正昭・太原春雄・宮江正幸・三角桂次郎
青 少 年 奉 仕	◎岩田泰一 ○徳永新一郎・井手泰次郎・岩元 基・柴垣洋之
インターアクト	◎原口哲夫 ○海江田卓・内山光男・佐々木明
ローターアクト	◎前田樹一郎 ○川平建次郎・中川 宏・国生貞志・松本敏春・伊集院康熙
国 際 奉 仕	◎小山幸義 ○田平礼章・平岡禎吉・池田 広
R財団・米山奨学	◎宇治野純章 ○下脇二則・田原迫卓視
ロータリー賞推薦	◎中村善治 ○永松実夫・川田恵一・川上鐵太郎・崎元行範・柿市高重

●273地区青少年奉仕インターアクト委員 海江田 卓

ク ラ ブ 概 況 報 告

(昭和60年7月1日現在)

1. 創 立 年 月 日	昭和38年3月23日
2. 承 認 年 月 日	昭和38年6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト	昭和38年11月20日
4. 当時のR・I 会長	ニッチシ・P・ラハリー(インド)
5. 当時のガバナー	進 藤 誠 一(第370地区)
6. スポンサークラブ	鹿児島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー	24名(その内現在会員4名)
8. 区 域	鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ— 西田橋—高麗橋に至り西へ高麗町本通り—大学通り—中郡電 停—更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を 経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。
9. 事 務 所	ホテル鶴鳴館(0992-23-5902)
10. 例 会 日	毎週木曜日12時30分～13時30分
11. 例 会 場	ホテル鶴鳴館
12. 歴 代 会 長	56ページ
13. 歴 代 幹 事	57ページ
14. 現 在 会 員	正会員 51名 シニア・アクチブ会員 35名 計 86名
	入退会者数 入会者 0名 退会者 0名
15. 平 均 年 齢	58.23才 最高 83才 最低 34才 80代 4名 70代 11名

60代 18名 50代 31名

40代 19名 30代 3名

16. 出席率	92.05%(前年度分)		
17. 入会金	35,000円		
18. 年会費	160,000円		
19. ビジター会費	1,700円		
20. 会報	毎週週報を発行		
21. ロータリアン誌	1名		
22. レビスタ誌	1名		
23. クラブ協議会	0回(あと8回以上)		
24. クラブフォーラム	0回(あと6回以上)		
25. 炉辺会合	0回(あと2回以上)		
26. 理事会	定例……毎月第2例会日 臨時……必要に応じ随時		
27. 委員長会議	12回		
28. 会長幹事会	県下……0回(あと2回)	市内……0回(あと4回)	

昭和	西 曆	ガ バ ナ ー		会 長
38~39	1963~64	嘉 村 平 八	初代	桜 美 四 郎
39~40	1964~65	町 田 秀 実	2代	土 橋 英 夫
40~41	1965~66	島 津 久 厚	3代	塘 一 郎
41~42	1966~67	吉 村 常 助	4代	米 倉 秀 雄
42~43	1967~68	向 笠 広 次	5代	島 津 忠 丸
43~44	1968~69	大 津 篤 造	6代	鮫 島 志 芽 太
44~45	1969~70	日 高 安 壮	7代	佐 伯 延 次 郎
45~46	1970~71	八 田 秋	8代	久 保 田 彦 穂
46~47	1971~72	小 田 一 昭	9代	岩 元 正 二
47~48	1972~73	東 博 仁	10代	牧 田 健 二
48~49	1973~74	杉 原 頼 三	11代	川 村 洋
49~50	1974~75	竹 野 融	12代	新 福 栄 熊
50~51	1975~76	後 藤 基 彰	13代	福 田 敏 之
51~52	1976~77	塘 一 郎	14代	岡 元 健 一 郎
52~53	1977~78	西 田 武 雄	15代	河 井 時 義
53~54	1978~79	吉 村 武 文	16代	藤 安 辰 造
54~55	1979~80	井 上 和 人	17代	川 上 鐵 太 郎
55~56	1980~81	福 島 親 比 古	18代	浜 田 馨
56~57	1981~82	大 久 保 一 郎	19代	中 村 俊 雄
57~58	1982~83	杉 村 進	20代	久 保 政 次
58~59	1983~84	丸 田 美 徳	21代	高 井 敏 治
59~60	1984~85	田 中 千 尋	22代	池 田 広
60~61	1985~86	外 山 三 郎	23代	福 田 正 臣

○ チャーターメンバー (アルファベット順)

安 楽 慶 一 郎	福 井 浩	船 木 潔	堀 俊 一
犬 伏 康 夫	岩 元 健 吉	岩 元 正 二	河 井 時 義
川 村 洋	小 山 幸 義	倉 園 清 市	黒 木 長 太 郎
牧 田 健 二	松 元 明 人	大 小 田 友 一	大 山 実
西 郷 隆 永	桜 美 四 郎	柴 山 一 雄	島 津 忠 丸
田 原 誠 助	塘 一 郎	土 橋 英 夫	米 倉 秀 雄
			計 24名

クラブの推移

幹事	会員数	平均年齢	平均出席率	その他区順位
川村 洋	35名	50.0才	99.18%	9
高德 三蔵	44	49.0	99.11	9
河井 時義	48	51.40	99.09	8
藤安 辰造	46	52.70	98.81	
安楽 慶一郎	55	53.30	99.79	9
柴山 一雄	58	53.00	99.92	4
高井 敏治	61	52.80	99.92	6
久保 政次	65	52.60	98.83	9
田平 札章	73	53.19	99.01	5
浜田 馨	79	52.09	98.14	10
外西 寿彦	75	54.30	98.73	9
小山 幸義	79	53.80	97.91	9
池田 広	85	54.60	97.63	10
中村 善治	86	55.70	95.49	
小園 正人	90	57.10	96.52	
三角 桂次郎	87	56.45	96.59	
川田 恵一	88	57.25	96.92	
光吉 正昭	87	57.47	97.07	
徳沢 紀生	86	57.58	96.22	
水渕 清治	89	57.02	93.96	
木治屋 克己	85	57.18	93.75	
柿市 高重	81	58.27	92.05	
山下 皓三	86	58.23		

○ ボールハリス・フェロー

故(塘 一郎) 池田 広 柿市 高重 藤安 辰造
池口 恵観 故(柴山 一雄) (牧田 健二) 河井 時義
以上 8名

○ ボールハリス準フェロー

(桜美 四郎) 故(岩元 健吉) 川村 洋 土橋 滋
(岩元 正二) 海老原 利則 外西 寿彦 故(岡山 栄)
中村 善治 (池田 穰) (永井 利承) 川上 鐵太郎
浜田 馨 徳沢 紀生

以上 14名

1984-85年度 活 動 報 告

会 長 報 告

会長 池 田 広

早いものであります。昨年、この荣誉ある鹿児島西ロータリー・クラブの第22代会長に就任してから、もう一年の旅も終わろうとしています。

東海道53次ならぬ、52週、箱根8里も大井川の渡しもすべて幹事さんに“おんぶ”されて来たおもしろいがあります。目指す京の三条大橋ももう僅か、ここで旅の成果を振り返って見ますに、まず悔やまれるのは、自分の工夫、努力の足らなさであります。年度始め、今年度重点項目として挙げたのが、親睦、ロータリー情報、青少年、特にインター・アクトの諸活動と交換学生問題でありましたが、それらについて反省しますと：

親睦活動：関係委員会の御努力で、年度内に4回なんらかの名目で三木（参睦）会を開くことが出来たことは、親睦の向上にも役立ったことと思います。

情報活動：クラブ・フォーラムに力を入れましたが、その準備として学習会を十分利用できました。また週報の情報一口メモも効果的であったと思います。

I A関係：遂に何等の効果を挙げる事が出来ませんでした。反省しています。

地区委員に鹿児島高校校長・海江田卓先生を得られたことは喜ばしいことでした。

交換学生：ホスト・ファミリーの問題もあり、来年度の受入も見送ることになりましたが、問題
二度の参睦会に招待した鹿児島大学留学生に西クラブは親しみを持たれ、信頼されているようであります。これこそ我々クラブ独特の国際奉仕として考えて良くはないでしょうか。

以上、メイン・テーマについての報告は終わりますが、その他の委員会活動についてはそれぞれの委員会から具体的に報告して頂きます。

なお、本年度から、クラブ奉仕委員会が新たに出来、従来のクラブ奉仕担当理事から、クラブ奉仕委員長に変わり、それに関連して諸事項の変更も余儀なくされましたので、細則変更は年度初めに終了しておきました。

カンセコRI会長の“見つけよう、奉仕の新生面”のもと、田中千尋名ガバナーをいただき、勇んで出立した一年の旅でありましたが、どうやら終着駅に辿り着くことになりそうです。これも各委員長並びに委員の方々の御協力、御指導の賜物と心から感謝しています。

会員の皆様！ 本当に有り難うございました。心から御礼申し上げます。

幹 事 報 告

幹事 柿 市 高 重

昨年7月、幹事職をひきうけましてより、早1年近く経過致しました。

もとより浅学菲才、加うるに生来の不勉強故、この1年間、会長はじめ、会員各位に御不便、不行届の面も多々あり、深く陳謝申し上げる次第でございます。そして、本日、無事、任期終了に至りました事は、ひとえに皆様の御理解、御協力の賜物と深く感謝申し上げます。

ふりかえりまして、幹事として十分な働きは出来ませんでした。他方、私としましては、誠に貴重な勉強をさせて頂きました。幹事職1年を経てやっとロータリーというものを、僅かではございますが、理解しえたように思います。

ここ1年、田中千尋ガバナー、池田会長、クラブ役員、委員長、会員の皆様には、接し申しましたたび毎に色々ご教示頂きました。

就中、池田会長には、未熟な幹事を寛容の心をもって、仕事の面でも、人間的な面でも、細かい御指導、御鞭撻を頂き、心より感謝申し上げます。

会 計 報 告

会 計 小 園 正 人

実績及び反省

実 績

年度始めに事務局員の退職があり帳簿の記帳等事務処理が円滑に行かない面もあったが、12月末の半期決算も無事終了、其の後毎月の収支決算も確実にし、委員会活動に支障のない様に努めた。

反 省

予算作成は予算外支出にならない様、慎重綿密にすべきであった。

ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会 報 告

委員長 福 田 正 臣

委員 中 村 善 治

実績及び反省

実 績

委員会活動は、委員長一人でやるのではなく、委員一人一人が責任を以て実践すべきである、という当然のことを敢えて強調して来ましたが、各委員会ともそのような雰囲気がり上がり、実践されて来ました。たとえば、会員増強は関聘委員会の活動でよい成績をあげましたし、出席、親睦の委員会は、新入会員の印しを胸につけるとか、例会の座席にいろいろ変化をもたせるなど、新しいideaをうち出して出席、親睦の意欲をたかめました。

会報・雑誌、プログラム委員会や情報委員会は、ロータリー学習会を活用して立案し、検討して之を実行するなど、殊に新入会員の教育を学習会の場でぎっくばらんな話し合いの中

ですすめて行くなど、着々効果をあげて来ました。 委員会

反省

クラブ奉仕委員会関係の9委員会の委員長のかたがたとの話し合いの会を出来得れば月に1回、少なくとも2ヶ月に1回は行なうべきであったが、之がとどこおり勝ちになったことを深く反省して居る。

会員増強委員会報告

委員長 中村 一雄

委員 桜美 義明, 高橋 司, 岡山 唯一

実績及び反省

実績

会員増強については10%+アルファ(10名以上)を目標としておりましたが、会員の皆様のご協力により期間中13名の新会員を迎え、率にして16%の増強を達成することができました。

この間退会者は6名で純増は7名、率にして8.7%でありまして、ガバナーの示されました目標6%も超えることができました。

反省

未充填の職業分類について適任者を求めるよう努めることも大切であると考える。

会員選考委員会報告

委員長 岩元紀彦

委員 川村洋, 藤安辰造

実績及び反省

実績

本年度は、当委員会として、選考に当り

- ① 本人の人格
- ② 奉仕に対する熱意
- ③ 例会出席の可能性

を判断基準とした。

実績として、7名の増員をみた。

何れの方も、十分に、上記基準よりみて入会して頂きたい方々でした。

この7名の外に、所謂交替（銀行、証券会社）も6名あり、これらを合計すれば13名の選考を行った。

反省

「例会出席の可能性」については、次年度の委員の方々も、充分検討して頂きたい。

職業分類委員会報告

委員長 川田恵一

委員 内山光男, 柴垣洋之

実績及び反省

1. 59年8月31日までに充填、未充填職業分類表を作成して会員に公示した。
2. 会員増強委員会とも連絡をとり未充填職業分類の解消に努力する計画だったが解消は未

だしとの感がするので会員増強委員会・会員選考委員会との連絡を密にし次年度は頑張ってもらいたい。

出席委員会報告

委員長 吉留 益

委員 外西寿彦, 新福栄熊, 高井敏治, 松田忠臣

実績及び反省

実績

1. 常時出席表に留意し、欠席の多い会員には書簡等で本人に出席を促しました。
2. 恒例通り100%出席達成会員に記念品を贈呈しました。

反省

ロータリーはまず出席するという事を認識させ、100%の出席を心掛けましたが今年度は不成功に終り、あらためてむづかしさを知りました。

親睦委員会報告

委員長 徳澤紀生

委員 浜田 馨, 谷口 良康, 海老原利則, 久保田彦穂, 野村昭五郎,

中尾 洋, 松本 敏春, 国生 貞志, 鮫嶋 宗隆, 大迫 守弘

実績及び反省

1. 会員相互の親睦をより一層深める為

- ① SAAと協議し、例会座席を固定しないよう委員会別、誕生月別、趣味別、抽せん番号札、自由席、丸テーブルにその都度考慮したが一つの案ではあったと思います。
- ② 一年未満の新入会員には名札に赤い星を付け新入会員の方々が早くクラブに馴染まれるよう努力したが赤い星はちょっとまづかったな、緑の星が良かったなと反省しています。

- ◎ ゴルフ同好会は中尾洋委員の計画準備と島津忠丸会員の協力で4回実施し好評であったが、マージャン同好会は実施出来ませんでした。
2. 観月家族会を9月20日開催、多数のお客様を招待し、特に外国の留学生及びその家族が出席され、親睦と国際親善を深めた。
 3. 会員夫人の誕生祝を贈呈し、夫人のクラブへの理解に努めた。
 4. 善意のポケットマネーからの「ニコニコ」箱への寄附金奉仕は会員皆様の協力により、おおむね予定の線に達することを期待しています。
 5. 参陸会は4回実施し和気あいあいの親睦を深めた。
 6. 西ロータリーの歌詞の応募は池田会長一人で次年度に申し送ることにした。
 7. 親睦委員会は4回予定していたが、3回実施した。
 8. 親睦委員会の委員の方々は会長経験者の久保田彦穂会員、浜田馨会員はじめ皆様例会時早めに出席され、ニコニコ箱の抛出、披露等積極的に協力して戴き感謝しています。

ロータリー情報委員会報告

委員長 島津忠丸

委員 川畑正美、安田正治、久保政次

実績及び反省

主要行事である学習会は会長並に副会長の方針に基き、予定の通り開催出来ました。特に新入会員の方々が今後出来る丈多数出席されるよう配慮すれば、より以上の効果が上がるものと考えます。

年間を通じて情報活動の実施に関しては実質的に殆んど実績をあげるには至りませんでした。

情報活動は深く掘り下げると全くきりのないものでありますが、先ず新入会員の理解を深

めるための活動に重点を置くのが第一ではないかと考えられます。

会報・雑誌委員会報告

委員長 岩元 基

委員 石神兼康, 河井時義, 水洵清治, 佐々木 明

実績及び反省

会報の編纂に際しては、クラブの記録に徹するという方針をつらぬいてまいりました。

勉強会、ローターアクト、インターアクトに関する記録もほぼ完全に行ってきたと思います。

振り返ってみますと、親睦活動の一助として、会員の自由な意見発表の場ともしたい意味で、会員の投稿を数多くとりあげたいと思っておりましたが、投稿が少く、これは会報・雑誌委員会として努力が足りなかったと反省しています。

プログラム委員会報告

委員長 村田和雄

委員 田原迫卓視, 徳田 基, 小山幸義, 江夏 洋

実績及び反省

卓話の内容について年度始めに会員にアンケートを求め健康、経営、歴史教育等に関心が高い事がわかったので、これらを中心に四季折々の話題をまぜながら卓話を構成しました。

特に、健康シリーズとして連続四回の会員卓話は好評を得ました。

又、本委員会のメンバーの積極的な活躍とクラブ会員各位の卓話協力により、所期の目的を

達成したと思われ、誠に感謝にたえぬ次第である。

廣 報 委 員 会 報 告

委員長 三角 桂次郎

委員 平岡 禎吉, 福田 敏之, 崎元 行範

実績及び反省

実 績

ロータリーの精神ならびに活動を広く地域社会に伝える為、報道機関と連絡をとり、私共西ロータリークラブの活動の理解を深めた。

ロータリー賞贈呈式等の行事を新聞等で報道してもらった。

週報等も各報道機関におくり、活動を紹介した。

反 省

報道機関よりの西クラブへの入会を計ったが成功しなかった。

ぜひ次期委員会にお願いしたい。

S . A . A 委 員 会 報 告

委員長 中尾正昭

委員 佐伯寿郎

実績及び反省

実績

上げるべき事別になし。

唯大過なくすぎた事。

反省

1. 席の配置の関係でビジター席の食事の給仕がついおくれる事があったので、時間差のない様注意したいと思います。
2. 誕生月の座席配置の際は、入口附近の席はどうしてもビジターが座られるので、つい会員がはみだしてしまう事があるのでその時はビジター席をもうける必要があります。

職 業 奉 仕 委 員 会 報 告

委員長 福満武雄

委員 田平礼章, 太原春雄, 池口恵観, 豊田泰司

実績及び反省

実績

1. 優良職場訪問を11月15日, 南日本放送(MBC)で実施し, 例会で同社幹部から社業の説明を受けたあと, 社内を見学した。
2. 職業奉仕月間中の10月25日の例会は, 職業奉仕をテーマにクラブフォーラムを開

いた。

3. 8月8日の学習会で職業奉仕をテーマに意見を交換した。
4. “四つのテスト”を7月から毎月最終例会で朗読または斉唱することを実行中である。

反省

職業奉仕の事例を例会で紹介して、職業奉仕への理解を深めるようにしたらと考えたが、実行できなかった。

社会奉仕委員会報告

委員長 前田隆造

委員 林其為、牧田健二、木治屋克己、光吉正昭

実績及び反省

1. 「赤い羽根共同募金」への協力 S 59. 11. 30 募 10,000円
2. 「鹿兒島県新生活運動協議会」（県社会教育課より協力要請）への協力援助
S 60. 3. 28 募 5,000円
3. 「西RC青少年文庫」県立図書館への寄贈
20周年記念事業（S 58年より開始）今年で第3回目
S 60. 3. 28 募 300,000円（図書 287冊）
4. 「西RC友愛文庫」の寄贈
S 54年より継続中、一昨年よりの紫原小、中学校に今年より中之島小、御所浦小、伊関小の計5校、各2万円の図書券（1校：5ヶ年）
S 60. 3. 13 募 100,000円
5. 「第19回ロータリー賞贈呈式」
S 40年より継続中、交通遺児を励ます会初代会長、B. B. S会長2名に感謝状と

記念品贈呈 S 60. 3. 28

6. 「献血運動の推進」 S 60. 3. 7

県赤十字センター 田上部長 卓話

献血に協力したグループ4団体等に対する調査及び表彰が未決

(クラブフォーラム S 60. 3. 14 発表)

7. 「渚を愛する会」への協力 S 60. 6. 21 10,000円

青少年奉仕委員会

委員長 上原 満

委員 新川 靖博, 永松 実夫, 中川 宏, 井手 泰次郎

実績及び反省

1. 今年度の反省

(1) 基本方針について

各催しにそれぞれのロータリアンたちが積極的に参加し、これによりロータリアンとRAC, IACとの親睦を深めることができた。基本方針は守られた。

(2) 計画実施について

- RAC, IACの韓国研修計画について助成, 援助を行った。
- RACの会員増強のためのトレーナー作成を援助
- IACと留学生との交流をはかったが諸々の事情で実現できなかった。

(3) その他実績

- 会長, 幹事を招いて, IAC会員と指導教官との懇談会を開き, IACの要望を聞いてもらった。
- RACにおいても上記の件を計画したが, 実現せず。

2. 次年度への要望

- IACと留学生との交換の場を実現してほしい。

- 恒例行事（西駅前朝清掃，愛の聖母園慰問，兄弟RAC＝唐津RACとの交流など）をたやさず，ロータリアンも積極的に参加・援助してほしい。
- RACの会員増強に努める（現状維持もむづかしい状況にある）

インターアクト委員会報告

委員長 岩田 泰一

委員 海江田 卓，原口 哲夫，佐伯 寿郎，鮫島 志芽太

実績及び反省

鹿児島高校と鶴丸高校にあります。鶴丸高校の方は活動が低調です。一方鹿児島高校は校長先生，指導教官の理解が深く活動も順調に推移しております。

実績

1. 7月にロータリーの会員と，インターアクトクラブの指導教官との懇談会を開催した。
2. 7月中旬にベトナム留学生との交歓会を，8月には生徒2名と指導教官1名を韓国研修親善旅行に派遣した。
3. 年次大会は，8月11，12，13日阿蘇で開催された。

反省

指導教官まかせてロータリアンとの接触が少なかった。来年度はぜひ緊密な関係をもつようお願いします。

ローターアクト委員会報告

委員長 徳 永 新一郎

委員 川 平 建次郎, 本 武 勝 美, 森 永 茂 樹

実績及び反省

本年度計画の 1. 会員増強の為のPR, 並びにロータリアンへの職場に於ける会員の勧誘をお願いしまして2名の増加がありましたが, 退会が3名有りまして現在12名の会員で運営している状況で有る。

2. 海外研修は1名参加して大変成果が上りました。

3. 朝清掃, 慰問, キャンプ, ダンスパーティー, バザー, 職場訪問等は皆で西ロータリークラブの会員諸兄の御協力のお蔭を持ちまして全て無事完了致しました。厚く御礼申し上げます。

又, アクトの例会には常時3名位のロータリアンの参加を頂きまして真に有難うございました。

最後に委員長の私がもう少し努力すれば会員ももう少し増えていたのではと深く反省致している次第です。

国際奉仕委員会報告

委員長 玉 川 哲 生

委員 川 上 鐵太郎, 岩 男 秀 彦, 下 脇 二 則, 土 橋 滋

実績及び反省

9月20日, RC月見家族会, 及び11月の参睦会に海外留学生とその家族を招待し, 国際親善に努めた。又, 当地に留学中に災難に遭ったブラジルの学生に対し, 義援金募金を贈り激励した。鹿大留学生については担当事務官にも当クラブの国際奉仕活動について特別に理

解をもってもらえたと思う。

R.Cの会員家庭での学生受入については学習会、クラブフォーラムを通じ勉強したり、会員への啓蒙に努めたが現在の段階では早急な実現には問題のある様に思われる。

「国際奉仕」について今後「学生受入」以外の方法についても幅広い観点から当クラブとしてのやり方、あり方等について考えてみたらと思う。

ロータリー財団委員会報告

委員長 古木圭介

委員 前田好文、宇治野純章

実績及び反省

実績

1. 百万ドル食事を6回実施し249,000円を財団へ寄付した。
2. ロータリー財団月間に因み、11月29日(木)クラブフォーラムを開催し、会員に財団に関する情報を伝えた。

反省

ポール・ハリス・フェロー及びポール・ハリス・準フェローの積極的な加入の促進活動ができず実績をあげることができなかった。

現在のポールハリスフェロー 5名 本年度新認承者 0

ポールハリス準フェロー 8名 “ “ 0

職業分類表

(充填・未充填一覧表)

1985年7月1日



鹿児島西ロータリークラブ

番 号	関 連 分 類	番 号	関 連 分 類
1	農 機 具 工 業	31	金 物
2	農 芸	32	園 芸
3	冷 暖 房	33	ホテル・リゾート及びレストラン
4	畜 産 業	34	施 設 及 び 病 院
5	団 体	35	保 険
6	自 動 車 工 業	36	鉄 鋼 業
7	酒 精 飲 料	37	宝 石 ・ 貴 金 属
8	清 涼 飲 料	38	洗 濯 及 び 染 色
9	放 送	39	法 律 業
10	建 築 材 料	40	皮 革 工 業
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	機 械 及 び 装 置
12	化 学 工 業	42	動 物 性 食 品
13	被 服 工 業	43	医 療 器 具 及 び 機 械
14	通 信 事 業	44	医 師
15	菓 子	45	薬 剤 師
16	建 設 業	46	金 属 工 業
17	綿 業	47	鋳 油 工 業
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	楽 器 用 品
19	教 育	49	事 務 所 用 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	光 学 製 品
21	金 融	51	塗 料 及 び 装 飾
22	芸 術	52	紙 工 業
23	消 防 及 び 防 火	53	写 真 業
24	漁 業	54	物 理 療 法
25	食 品 工 業	55	印 刷 及 び 出 版
26	植 物 性 食 品	56	宣 伝 業
27	家 具 及 び 備 品	57	不 動 産 業
28	ガ ス 工 業	58	レ ク リ エ ー シ ョ ン
29	ガ ラ ス 工 業	59	冷 凍 業
30	調 髪 及 び 関 係 業	60	宗 教

番 号	関 連 分 類	番 号	関 連 分 類
61	ゴ ム 工 業	66	運 具 業
62	船 舶 及 び 航 海 用 具	67	車 輛 工 業
63	絹 業	68	上 下 水 道 及 び 灌 漑 業
64	石 材 工 業	69	木 材 工 業
65	倉 庫	70	羊 毛 工 業

関 連 分 類 70種（内充填28種，未充填 42種）

分 類 304種（内充填51種，未充填 253種）

会 員 総 数 86名

内 訳 正 会 員 51名

アディショナル会員 0名

シニア・アクティブ会員 35名

バスト・サービス会員 0名

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
1	農機具工業	農機具製造 農機具配布		
2	園芸	農業 農業試験場		
3	冷暖房	冷暖房配管工事 冷暖房機器配布		
4	畜産業	家畜売買 獣医		
5	団体	商工会議所 慈善団体 農業協同組合 赤十字社 同業組合 カントリークラブ 社会教育 社交クラブ		
6	自動車工業	自動車配布 自動車修理 自動車部品製造 自動車部品配布 タイヤ配布	佐伯寿郎 水渕清治	トヨタオート鹿児島(株) (株)水渕自動車電機サービス
7	酒精飲料	清酒配布 蒸留酒配布 酒精飲料配布 焼酎製造 酒類製造		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
8	清涼飲料	炭酸飲料製造 炭酸飲料配布 果汁飲料製造 果汁飲料配布		
9	放 送	公 共 放 送 民 間 放 送		
10	建築材料	建築材料配布 セメント配布 生コンクリート製造 生コンクリート配布 コンクリート製品製造 コンクリート製品配布 建築機械配布	江夏 同 洋	(株)ニットク
11	ビジネス サービス	会 計 士 ビルディング管理 興 信 所 税 理 士	大 迫 守 弘 下 脇 二 則	大迫公認会計士事務所 下脇二則税理士事務所
12	化学工業	工業薬品製造 工業薬品配布 家庭薬製造 家庭薬配布 医薬品配布 動物薬製造 農 薬 製 造 化粧品配布 化学肥料製造 化学肥料配布 塩 配 布	村 田 和 雄 鮫 嶋 宗 隆	(株)ムラタ薬品 上原薬品(株)

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
13	被服工業	男子服製造 男子服配布 婦人服製造 婦人服配布 縫製業 作業衣製造 作業衣配布 製靴 配布 下駄製造 下駄配布		
14	通信事業	郵便事業 電話事業 無電事業	野村 昭五郎	NTT鹿児島電報電話局
15	菓子	和菓子製造 和菓子配布 洋菓子製造 洋菓子配布	岩田 泰一	(有)明石屋菓子店
16	建設業	建築設計 建築 コンクリート建築 請負業 道路建設 鉄骨工事 造園 港湾建設 プレハブ建築	前田 隆造 上原 満 木治屋 克己 吉留 益	(株)アオイ美建 (有)双建設事務所 五十鈴建設工業(株) 吉留建設産業(株)

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
21	金 融	商 業 銀 行 外 国 為 替 銀 行 地 方 金 融 信 託 会 社 証 券 業 短 期 金 融 長 期 金 融 相 互 銀 行 信 用 金 庫	国 生 貞 志 本 田 雄 郎 松 本 敏 春 佐々木 明 豊 田 泰 司	鹿 児 島 銀 行 武 町 支 店 三 井 銀 行 鹿 支 店 福 岡 銀 行 鹿 支 店 日 の 出 証 券 鹿 支 店 富 士 銀 行 鹿 支 店
22	芸 術	舞 演 文 洋 日 本 音 日 本 日 華 茶 書 踊 劇 学 楽 楽 画 画 道 道 道		
23	消 防 及 び 防 火	消 火 機 器 配 布		
24	漁 業	水 産 物 加 工 水 産 物 配 布 漁 具 配 布		
25	食 品 工 業	パ ン 製 造 パ ン 配 布 飼 料 製 造 飼 料 配 布 粉		

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
		米配布 食料乾物配布 澱粉製造 砂糖配布 茶配布 小麦粉配布	中尾洋	中尾物産㈱
26	植物性食品	青果配布 果物野菜缶詰配布 調味料製造 味噌製造 味噌配布 醤油製造 醤油配布 漬物製造 植物油製造 植物油配布		
27	家具及び備品	家庭用家具製造 家庭用家具配布 室内装飾 寝具製造 寝具配布 調理場用具配布 敷物配布		
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布 ガス供給 ガス器具配布		
29	ガラス工業	ガラス配布 ガラス器配布		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
30	調 髪 及び関係業	理 髮 店 美 容 院 浴 場	内 山 光 男	(株)ニューホワイト産業
31	金 物	金 物 配 布 金属製工具類製造 金属製工具類配布		
32	園 芸	花 卉 配 布 種 苗 配 布		
33	ホテル・リ ゾート及び レストラン	ホ テ ル 館 旅 館 料理店（和食） 料理店（洋食） 料理店（中華） 喫 茶 店 ド ラ イ ブ イ ン	林 其 為	(株)鈴香苑
34	施設及び 病院	保 育 園 養 老 院 大 学 病 院 公 立 病 院 私 立 病 院 精 神 病 院 幼 稚 園	土 橋 滋	土橋病院
35	保 險	保 險 勞 務 管 理 火 災 保 險 生 命 保 險 団 体 保 險 ガ ン 保 險	森 永 茂 樹 柴 垣 洋 之 井 手 泰 次 郎 松 田 忠 臣	森永労務管理事務所 日本生命鹿支社 安田生命鹿支社 九州保険サービス(株)

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
36	鉄 鋼 業	鉄 鋼 配 布 鉄 鋳 物 配 布		
37	宝 石 貴 金 属	宝 石 配 布 金 銀 製 品 配 布		
38	洗 濯 及 び 染 色	洗 濯 ク リ ー ニ ン グ 染 色		
39	法 律	一 般 弁 護 士 裁 判 官 公 証 人	宇 治 野 純 章	宇 治 野 法 律 事 務 所
40	皮 革 工 業	皮 革 配 布 革 袋 物 及 び 鞆 配 布		
41	機 械 及 び 装 置	機 械 工 場 機 械 配 布		
42	動 物 性 食 品	ア イ ス ク リ ー ム 製 造 乳 製 品 配 布 肉 類 配 布 卵 配 布	玉 川 哲 生	セ イ カ 食 品 ㈱
43	医 療 器 具 及 び 機 械	医 療 器 材 配 布		
44	医 師	内 科 医 外 科 医 脳 神 経 科 医 歯 科 医 皮 膚 科 医	太 原 春 雄 山 下 皓 三	紫 原 病 院 山 下 歯 科 医 院

番号	関連分類	分類	会員名	勤務先
		耳鼻咽喉科医 産婦人科医 眼科医 整形外科医 小児科医 医学研究 泌尿器科医 放射線科医	伊集院 康熙 谷 口 良 康 川 平 建次郎	伊集院産婦人科病院 鹿児島市立病院 川平放射線科内科クリニック
45	薬剤師	一般薬局 調剤薬局 漢方薬局 病院薬局 保健所 (公害・衛生)研究所	原 口 哲 夫 柿 市 高 重	原口中央薬局 柿市薬局
46	金属工業	金属製品配布 板金工作 溶接		
47	鉱油工業	精油配布	三 角 桂次郎	三角石油瓦斯㈱
48	楽器用品	楽器配布 蓄音器配布		
49	事務所用品	文房具配布 事務用品配布 複写機配布	徳 永 新一郎	(株)文 洋 堂
50	光学製品	眼鏡配布		

番号	関係分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
51	塗料及び装飾	装飾材料製造 装飾材料配布 塗料及び装飾	中尾正昭	(株)まからず屋造花店
52	紙工業	紙配布 紙製品製造 紙製品配布		
53	写真	商業写真 肖像写真 写真器材配布		
54	物理療法	物療科医		
55	印刷及び出版	印刷 書籍配布 新聞発行 新聞配布 通信社 印刷材料配布 報道 学習図書・出版・販売	崎元行範 宮江正幸 前田樹一郎	(株)アジア印刷 カンプリ鹿児島 育英社
56	宣伝	広告取扱 屋外広告		
57	不動産業	土地開発 不動産業 不動産鑑定 不動産賃貸		

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
58	レクリエーション	映画館 玩具配布 観光事業 ゴルフコース スポーツ用品配布	古木圭介	グローバルユースビューロー
59	冷 凍	氷 配 布 製 氷 庫 冷 蔵 倉 庫		
60	宗 教	仏 教 キリスト教 神 道	池口恵観	最福寺
61	ゴム工業	ゴム製品配布 合成ゴム配布		
62	船舶及び航海用具	造船 船舶修理 船舶用品配布		
63	絹 業	絹製品製造 絹製品配布	中川宏美 本武勝美	(株)中川 (株)本武
64	石材工業	石材加工 石材配布		
65	倉 庫	倉 庫 保 税 倉 庫	岩男秀彦	薩摩倉庫(株)

番号	関連分類	分 類	会 員 名	勤 務 先
66	運 輸	航 空 輸 送 バ ス 事 業 タ ク シ ー 業 貨 物 自 動 車 輸 送 通 運 小 運 搬 業 近 海 海 運	森 道 生 岡 山 唯 一	全日本空輸(株)鹿支店 鹿児島交通(株)
67	車 輛 工 業	自 転 車 配 布		
68	上 下 水 道 及 び 灌 溉	給 水 さ く 井 浄 水 装 置 製 造		
69	木 材 工 業	原 木 配 布 山 林 業 製 材 造 箱 製 造 木 材 配 布		
70	羊 毛 工 業	毛 織 物 配 布 毛 糸 配 布		

＜シニア・アクチブ会員＞（35名）

会 員 名	勤 務 先	元 職 業 分 類
新 福 栄 熊	鹿 大	数 学 教 育
久 保 田 彦 穂		文 学
徳 田 基		一 般 弁 護 士
川 村 洋	㈱山形屋	百 貨 店
河 井 時 義	脳神経外科河井病院	外 科 医
鮫 島 志 芽 太	鹿児島経済大学	単 科 大 学
浜 田 馨	㈱浜田酒店	清 酒 配 布
川 上 鐵 太 郎		旅 館（日本式）
福 田 敏 之	㈱南日本放送	民 間 放 送
小 山 幸 義	㈱鹿児島ホテル鶴鳴館	ホ テ ル
久 保 政 次	㈱久保利	ゴ ム 製 品 配 布
前 田 好 文	三和興業(㈱)	浄 水 装 置 製 造
藤 安 辰 造	藤安醸造(㈱)	味 噌 製 造
高 井 敏 治	㈱高井商店	砂 糖 配 布
海 老 原 利 則	㈱海老原利商店	金 物 配 布
平 岡 禎 吉	財団法人喜界育英会	団 体（社会教育）
田 平 礼 章	整形外科田平病院	整 形 外 科 医
池 田 広	池田放射線診療所	放 射 線 科 医
田 原 迫 卓 視		弁 護 士
高 橋 司	㈱佐藤組鹿児島支店	建 築
小 園 正 人	㈱小園硝子商会	ガ ラ ス 配 布
川 田 恵 一	㈱川田不動産鑑定所	不 動 産 鑑 定
徳 沢 紀 生	徳沢建設(㈱)	道 路 建 設
福 田 正 臣		公 立 病 院
島 津 忠 丸	㈱島津興業	建 築

会 員 名	勤 務 先	元 職 業 分 類
中 村 善 治	(株)カンダ	セメント配布
光 吉 正 昭	小牧建設(株)	請 負 業
外 西 寿 彦	鹿児島市立病院	産 婦 人 科 医
桜 美 義 明	桜物産	雑 貨 配 布
川 畑 正 美	旭設備工業(株)	冷 暖 房 配 管 工 事
岩 元 紀 彦	(株)旭相互銀行	相 互 銀 行
岩 元 基	カクイわた基準寝具(株)	織 維 サ ー ビ ス
中 村 一 雄	中村公認会計士事務所	会 計 士
福 満 武 雄	鹿児島新報社	新 聞 発 行
石 神 兼 康		報 道

<名 誉 会 員> 1名

会 員 名	勤 務 先	元 職 業 分 類
桜 美 四 郎	桜物産	ガ ス 供 給

会 員 名 簿

1985年7月1日



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先Ⅱ	〒	自宅場所	自宅Ⅱ
	桜美四郎	名誉会員	桜物産会	会長	890	中央町20-4	51-2780	890	上之園町18-26	54-3227
A										
B										
E	海老原利則	シニア・アクチブ (金物配布)	(株)海老原利商店	代表取締役 会長	892	錦江町1-4	24-1225	892	吉野町3216-30	43-1119
F	福田敏之	シニア・アクチブ (民間放送)	(株)南日本放送	相談役	890	高麗町5-25	54-7111	890	草牟田一丁目22-40	22-4586
	藤安辰造	シニア・アクチブ (味噌製造)	藤安醸造(株)	取締役社長	891 -01	谷山港二丁目1-10	61-5151	892	住吉町6-20	22-0030
	福田正臣	シニア・アクチブ (公立病院)						892	長田町17-6	26-9669
	福満武雄	シニア・アクチブ (新聞発行)	鹿児島新報社	専務取締役	892	城南町7-28	26-2100	899 -56	始良郡始良町平松 7051	(0995) 65-2238
H	浜田馨	シニア・アクチブ (酒類配布)	(有)浜田酒店	取締役社長	890	高麗町30-14	51-1732	890	同左	51-1732
	外西寿彦	シニア・アクチブ (産婦人科医)	鹿児島市立病院	副院長	892	加治屋町20-17	24-2101	890	薬師二丁目29-17	53-8051
	平岡禎吉	シニア・アクチブ (社会教育)	財団法人喜界育英会	理事長	890	武町716	54-1855	890	武三丁目24-16	54-1909
	林其為	料理店(中華)	(株)鈴香苑	取締役社長	890	西田二丁目19-26	56-2131	890	同左	56-3949
	本武勝美	絹製品配布	(株)本武	代表取締役	890	鴨池一丁目31-8	51-9121	890	鴨池新町3-4-1204	58-0003

鹿 児 島 西

	氏 名	職業分類	勤 務 先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先Ⅱ	〒	自 宅 場 所	自 宅 Ⅱ
H	原 口 哲 夫	一 般 薬 局	原 口 中 央 薬 局	店 長	8 9 0	上之園町16-9	59-0035		同 左	59-0035
	本 田 雄 郎	外国為替銀行	三井銀行鹿児島支店	支 店 長	8 9 2	金生町5-9	22-2111	8 9 0	薬師2-3-15杜宅101	54-0603
I	岩 元 基	シニア・アクチブ (繊維サービス)	カクイわた基準寝具(株)	常務取締役	8 9 1 - 0 1	谷山港二丁目1-2	61-4111	8 9 2	加治屋町15-15	22-4454
	池 田 広	シニア・アクチブ (放射線科医)	池田放射線診療所	医 師	8 9 0	上之園町18-13	53-5665	8 9 0	同 左	57-4526
	池 口 恵 観	仏 教	最 福 寺	開 教 師	8 9 1 - 0 1	平川町戸方ヶ崎	61-2933	8 9 0	紫原二丁目35-13	53-6440
	岩 男 秀 彦	倉 庫 業	薩 摩 倉 庫 (株)	取締役社長	8 9 2	南栄3の6の16	67-6163	8 9 2	長田町25-4	22-8018
	岩 元 紀 彦	シニア・アクチブ (相互銀行)	(株) 旭 相 互 銀 行	社 長	8 9 2	山下町1-1	26-1111	8 9 0	紫原五丁目47-13	51-8269
	石 神 兼 康	シニア・アクチブ (報道)	(株) 創 紀	代表取締役	8 9 2	西千石町17-30 相互ビル	25-0570	8 9 2	加治屋町4-7	23-4757
	岩 田 泰 一	和菓子製造	(名) 明 石 屋 菓 子 店	取締役社長	8 9 2	金生町4-16	26-0431	8 9 2	西千石町2-13	22-4734
	井 手 泰 次 郎	団 体 保 険	安 田 生 命 保 険 相互会社鹿児島支社	支 社 長	8 9 2	山之口町12-6	23-0241	8 9 0	紫原五丁目10-5	54-2620
	伊集院 康熙	産 婦 人 科 医	伊集院産婦人科病院	院 長	8 9 2	池之上町9-27	47-6575	8 9 2	同 左	47-6575
K	河 井 時 義	シニア・アクチブ (外科医)	脳神経外科河井病院	顧 問	8 9 1 - 0 1	小松原二丁目10-19	67-7700	8 9 0	高麗町29-17	54-0775
	川 村 洋	シニア・アクチブ (百貨店)	(株) 山 形 屋	会 長	8 9 2	金生町3-1	24-6111	8 9 0	武岡四丁目32-1 武岡ハイランド	81-2253
	川 上 鐵 太 郎	シニア・アクチブ ホテル(日本式)						8 9 0	西伊敷四丁目32-7	20-8325
	久 保 政 次	シニア・アクチブ (ゴム製品配布)	(株) 久 保 利	取締役社長	8 9 2	名山町1-4	26-5150	8 9 2	大竜町4-16	47-8311
	久保田 彦 穂	シニア・アクチブ (文芸)						8 9 2	長田町26-4	22-9318

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先Ⅱ	〒	自宅場所	自宅Ⅱ
K	小山幸義	シニア・アクチブ ホテル(洋式)	(株)鹿児島ホテル鶴鳴館	取締役社長	892	城山町5-30	23-2241	892	城山町3-24	24-0306
	小園正人	シニア・アクチブ (硝子配布)	(株)小園硝子商会	取締役社長	891 -01	卸本町5-20	60-2345	892	吉野町9752	47-1787
	古木圭介	観光事業	グローバルユース ピュール	常務取締役	892	山之口町12-11	22-2175	891 -01	五ヶ別府町350-91	64-1566
	川田恵一	シニア・アクチブ (不動産鑑定)	(株)川田不動産鑑定所	社長	892	加治屋町1-4	22-0478	892	同左	22-0478
	木治屋克己	コンクリート建築	五十鈴建設工業(株)	社長	892	長田町1-16	25-1511	892	吉野町2914-50	43-1511
	川畑正美	シニア・アクチブ (冷暖房配管工事)	旭設備工業(株)	社長	890	荒田一丁目55-17	55-5131	890	紫原六丁目48-10	59-0814
	柿市高重	調剤薬局	柿市薬局	社長	890	荒田一丁目44-8	51-8455	890	同左	54-5232
	江夏洋	建築機械配布	(株)ニットク	代表取締役	890	宇宿二丁目1-26	52-2109	890	紫原六丁目16-1	57-5018
	海江田卓	高等学校	鹿児島高等学校	校長	890	薬師一丁目21-9	55-3211	890	明和一丁目21-20	81-6957
	川平建次郎	放射線科医	川平放射線科内科 クリニック	院長	890	与次郎二丁目7-20	56-5252	890	荒田二丁目64-18	54-1811
	国生貞志	商業銀行	鹿児島銀行武町支店	支店長	890	中央町11-1	56-1121	891 -01	谷山塩屋町233-1	68-8420
M	光吉正昭	シニア・アクチブ (請負業)	小牧建設(株)	専務取締役	892	西千石町2-35	25-2611	890	鴨池一丁目28-22	55-7534
	三角桂次郎	精油配布	三角石油瓦斯(株)	社長	891 -01	卸本町7-20	60-2200	890	原良町1797	54-3980
	水淵清治	自動車部品製造	(株)水淵自動車 電機サービス	取締役社長	890	東郡元町11-26	55-2291	890	下荒田二丁目33-16	53-5289
	前田好文	シニア・アクチブ (浄水装置製造)	三和興業(株)	取締役会長	892	南林寺町26-2	24-0981	890	下伊敷町685	29-0960
	前田隆造	建築設計	(株)アオイ美建	取締役社長	892	山之口町1-30	23-1367	890	宇宿町1202-13	65-1192
	村田和雄	家庭薬配布	(株)ムラタ薬品	代表取締役	892	加治屋町9-25	24-0185	890	日の出町10-2	57-9424
	森永茂樹	保険労務管理	森永労務管理事務所	所長	890	真砂町10-13	56-6166	890	紫原六丁目47-18	58-9311

鹿 児 島 西

	氏 名	職業分類	勤 務 先	役 職 名	〒	勤 務 先 場 所	勤務先用	〒	自 宅 場 所	自宅用
M	松 本 敏 春	地 方 金 融	福岡銀行鹿児島支店	支 店 長	8 9 0	中央町15-23	53-1991	8 9 0	郡元三丁目13-21	52-1655
	前 田 樹 一 郎	学 習 図 書 出 版 販 売	育 英 社	代 表 取 締 役	8 9 0	荒田二丁目43-17	51-5071	8 9 0	荒田一丁目50-11	57-2921
	松 田 忠 臣	ガ ン 保 険	九州保険サービス(株)	代 表 取 締 役	8 9 2	加治屋町1-9 柿本寺第2ビル	22-3551	8 9 1 - 0 1	下福元町6306-13	62-1193
	宮 江 正 幸	印 刷 材 料 配 布	カ ン プ リ 鹿 児 島	代 表 者	8 9 0	荒田二丁目1-25	53-5581	8 9 2	田上町1400-6	58-6881
	森 道 生	航 空 輸 送	全 日 本 空 輸 (株) 鹿 児 島 支 店	支 店 長	8 9 2	山之口町12-16	24-0461	8 9 2	中町3-10	26-6161
N	中 村 善 治	シニア・アクチブ (セメント配布)	(株) カ ン ダ	特 別 相 談 役	8 9 2	住吉町1-3	24-5111	8 9 2	吉野町8913	44-0606
	中 尾 正 昭	装 飾 材 料 配 布	(株)まからず屋造花店	取 締 役 社 長	8 9 2	金生町7-7	24-2244	8 9 2	上竜尾町35-9	48-0511
	中 村 一 雄	シニア・アクチブ (会 計 士)	中村公認会計士事務所	所 長	8 9 2	城山町4-11	24-3562	8 9 0	城山一丁目26-14	22-3909
	中 尾 洋	小 麦 粉 配 布	中 尾 物 産 (株)	代 表 取 締 役	8 9 2	泉町13-19	26-2500	8 9 2	同 左	26-2500
	永 松 実 夫	美 術 教 育	鹿大教育学部美術科	教 授	8 9 0	郡元一丁目20-6	54-7141	8 9 0	鴨池新町4-1-502	51-1727
	中 川 宏	絹 製 品 製 造	(株) 中 川	社 長	8 9 0	下荒田一丁目26-3	56-0488	8 9 0	紫原三丁目41-31	53-3637
	野 村 昭 五 郎	電 話 事 業	NTT鹿児島電報電話局	局 長	8 9 2	松原町3-4	58-8400	8 9 0	原良町1484	57-4100
O	岡 山 唯 一	バ ス 事 業	鹿 児 島 交 通 (株)	専 務 取 締 役	8 9 0	鴨池新町12-12 南海郵船ビル	58-7887	8 9 0	武町市街地住宅6045	54-0037
	大 迫 守 弘	会 計 士	大迫公認会計士事務所	所 長	8 9 2	城南町2-3	26-7014	8 9 2	同 左	26-7014

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先場所	勤務先TEL	〒	自宅場所	自宅TEL
S	桜美義明	シニア・アクチブ (雑貨配布)	桜物産社	社長	890	中央町20-4	51-2780	890	草牟田二丁目34-65	26-5320
	鮫島志芽太	シニア・アクチブ (単科大学)	鹿児島経済大学	講師				890	荒田一丁目32-6	54-3700
	新福栄熊	シニア・アクチブ (数学教育)	鹿児島大学	名誉教授				890	玉里町26-18	22-2397
	佐伯寿郎	自動車修理	トヨタオート鹿児島株	専務取締役	892	城南町8-19	26-7000	890	常盤町929	58-3423
	島津忠丸	シニア・アクチブ (建築)	株島津興業	取締役社長	890	城西一丁目3-15	51-1111	892	清水町31-15	47-2774
	崎元行範	印刷	(有)アジア印刷	代表取締役	890	下荒田3丁目1-12	51-2515	892	西坂元町46-12	47-5840
	柴垣洋之	生命保険	日本生命保険相互会社 鹿児島支社	支社長	890	中央町11-5 日生ビル	55-1101	890	荒田二丁目35-1	54-3498
	下脇二則	税理士	下脇二則税理士事務所	所長	890	下荒田一丁目31-1	56-0022	890	同左	56-0022
	佐々木明	証券業	日の出証券鹿児島支店	支店長	892	中町4-5	22-8171	892	照国町14-9 文旦堂マンション402号	22-8171
	鮫嶋宗隆	医薬品配布	上原薬品(株)	代表取締役	891 -01	卸本町5-19	60-2661	890	新屋敷町16-1 公社ビル713号	26-7149
T	高井敏治	シニア・アクチブ (砂糖配布)	(株)高井商店	会長	892	泉町13-20	22-7111	892	加治屋町5-21	23-6453
	田平礼章	シニア・アクチブ (整形外科医)	整形外科田平病院	院長	892	加治屋町16-12	24-6903	892	加治屋町11-17	23-2852
	徳田基	シニア・アクチブ (弁護士)		弁護士				890	常盤町272-3	55-8964
	徳澤紀生	シニア・アクチブ (道路建設)	徳澤建設(株)	社長	890	上之園町16-3 徳澤ビル601号	53-3968	890	上之園町16-3 徳澤ビル602号	52-2581

鹿 児 島 西

	氏 名	職業分類	勤 務 先	役職名	〒	勤 務 先 場 所	勤務先住	〒	自 宅 場 所	自宅住
T	田原迫 卓 視	シニア・アクチブ (弁 護 士)		弁 護 士				8 9 0	下伊敷町911-35	20-5580
	高 橋 司	シニア・アクチブ (建 築)	(株)佐藤組鹿児島支店	副 支 店 長	8 9 2	西千石町4-1 ガラランパークビル	24-7831	8 9 0	武三丁目5-14	51-2841
	土 橋 滋	私 立 病 院	土 橋 病 院	院 長	8 9 0	西田一丁目16-1	57-5711	8 9 0	同 左	54-5820
	太 原 春 雄	内 科 医	紫 原 病 院	院 長	8 9 0	紫原四丁目27-19	52-5233	8 9 0	同 左	58-3788
	玉 川 哲 生	アイスクリーム 製 造	セ イ カ 食 品 (株)	社 長	8 9 0	中央町15-17	54-6111	8 9 0	鷹師一丁目5-4	54-0475
	徳 永 新 一 郎	事務用品配布	(有) 文 洋 堂	代表取締役	8 9 0	鴨池新町28-8-104	58-0221	8 9 0	鴨池新町29-8-33	54-7220
	谷 口 良 康	整形外科医	鹿 児 島 市 立 病 院	整 形 外 科 長	8 9 0	加治屋町20-17	24-2101	8 9 2	玉里団地三丁目28-1	20-8786
	豊 田 泰 司	短 期 金 融	富 士 銀 行 鹿 児 島 支 店	支 店 長	8 9 2	金生町7-3	26-0161	8 9 0	天保山町15-11	52-0180
U	内 山 光 男	理 髪 店	(株)ニューホワイト産業	社 長	8 9 0	中央町11-5	52-2888	8 9 0	明和二丁目36-10	82-1592
	宇治野 純 章	一 般 弁 護 士	宇 治 野 法 律 事 務 所	所 長	8 9 2	泉町14-4	24-1011	8 9 2	西坂元町73-16	47-1160
	上 原 満 建	建 築	(有)双建設計事務所	代表取締役	8 9 0	常盤町324-7	82-0753	8 9 0	同 左	82-0053
Y	吉 留 益	港 湾 建 設	吉 留 建 設 産 業 (株)	代表取締役	8 9 0	上之園町4-6	53-2211	8 9 2	長田町18-3	22-2523
	安 田 正 治	衣 料 配 布	(株)やすだ衣料	社 長	8 9 0	中央町24-18	51-3261	8 9 0	田上町1033-87	51-5086
	山 下 皓 三	歯 科 医	山 下 歯 科 医 院	院 長	8 9 0	中央町5-41	53-6943	8 9 0	中央町5-41第8ト カンマンション508号	56-0390

